

此の寺にあり。壽永の亂に、平清經柳浦にて入水せしに、其の屍、此處の浦に打ち寄せたり。故土人葬りて五輪の塔を建てたり。云ふ。

○宗泉寺趾。

御手水村にあり。往昔は、飯嶽權現の宮寺なりき。云ふ。寺は天正年中に廢絶して、其の趾今は田成れり。近頃別處に小菴を興して、其の跡を繼げり。寺號は、村内に名水のあるに據れり。この寺に馬嶽の陣鐘。云ふあり。其の聲清亮にて、實に古物と思る也。

○平井寺趾。

外記局長保元年三月七日庚申記云、太宰府解云、管豊前國京都郡雨米事、副進彼國解文一枚同國京都郡解文一枚彌勒寺講師長祐牒狀一枚、雨米一裹右得彼國去年十二月廿八日解

狀、府政所今月廿五日下文、同廿六日亥時到來、備安樂寺別當法算大法師令申云、今月上旬、豊前國部内有雨米之瑞、是則彌勒寺講師長祐法師之所申也者、略牒送長祐法師爰同廿七日返牒今日到來備、今月廿六日衛牒今日到來抑此雨米事、以三十月廿一日於宇原庄前菊野庄檢校俗名早部信理法名寂性申云、京都郡高來鄉重春云、下に「郷稱賀田寺」平井寺乾方居住法師私宅、以去九月晦夜雨米、夜中驚見白米既多、明日出見頗以減少、但宅主法師他行、園守女稱申如是者、略今依國府旨檢案內、以彼日夜賀田鄉所立平井寺住僧仁感住房門前所雨白米、初如小豆、日闌之後頗以減少似破米一村下人或以取食爰仁感他行之間、彼園守女奇異僅所拾採二三合計也、仍以十月十一日相分郡司良親同時僧寂性爾所加之寺檀越據不知山長松令見之、重春云、南原村の田次分給小々云々良親寂性等所得米

如灰消失、據不知山長松所得米縫、以是仍副郡解進上如件者、件雨米、據不知山長松付封進國守光輔披見、更封光輔名字、付使據蝮部爲範進上中國名豐前郡號京都鄉稱賀田寺曰平井寺可謂祥瑞、仍相副郡解等如件者、非啻天地吉祥之異瑞、兼得州郡村邑之嘉名、祥瑞之事不可不申、下

重春云、此の寺何處にありしか。賀田郷は苅田郷なるを、國名豐前郡號京都なご稱云ふに附けて、苅田を賀田と取直して云へる成るべし。故其の寺趾を苅田郷にて、時々搜索しに、片島村の田の字にヘイゼン寺と云ふあり。是れ平井寺を誤れる物成るべし。田の字には、如斯る謬甚多かり。且、地藏免、鐘撞田、寺田、比丘尼屋鋪など云へる田の字もあれば、此處にぞ有るべき。

○十鞍山。

圖師村にあり。元暦の際、平氏此の山に城を築きて、籠りけるに、緒方三郎來り攻めければ、馬の鞍を十、土中に埋みて遁げ去りぬ。故十鞍山と云ふとの說あれども、強説とぞおぼゆる。案ふに、山の麓なごに、屯倉の有りし故の名なるべし。屯倉はミヤケ或はミグラと訓む事なるを、御鎮座本記に、屯倉小男童、笛生琴生とありて、屯倉をトクラと訓めり。然れば、景行天皇の行宮に座せし時、屯倉を建てられし處にも有るべく、然らでも、屯倉の在りけむ事は、論を待たずなむ。

○神山。

下崎村にあり。湧き出づる清水を三女神の御靈として祭り、別に神殿をも造らず。申殿計ありしが、後に今村内なる社地に遷し奉れり。故元鎮坐し、山を神山と稱ふぞ。一名を茶臼山とも云ふ。申殿の趾は、今平床と云ひて、石垣存れり。

○御所山。

與原村にあり。南北貳丁、東西一丁あり。四方に堀あり。平地に、毘沙門天社あり。又此の山の北方四丁許に、番塚と云ふあり。土人は、景行天皇の御所の趾にて、番塚は番所の跡なりといへど、信け難し。彼の行宮の蹟は、御所谷なる事云ふも更なるをや。重兄云、豈前國志云、天正十年、豈太閤此の處に御陣を入り給ふ。よりて御所山と云ふなり。云々。右近云、元山陵に相違なし。大小二岳々ともに、雜木森々たり。

○八田山。

山口村にあり。土蜘蛛八田の住みし山なりと云ふ。そは碩田國の下に出しつ。

○御所谷。

津積村にあり。景行天皇の行宮の趾なり。下に出しつ。舊此處の地理を委細しく考ふるに、上古は今行事川の川上、流末村

の近境まで惣べて入海なりしが、數百年を経て、海も漸々に、淺く成り以て行くまにまに、次第に田畠となりて、今の如く成れりとぞ所思ゆる。其は、一里許川上なる大谷村に舟岡山、碇塚なご云へる海に着きたる名あり。又、其の村に井を堀れば、蠶貝、或は舟板など、土中より出づこそ。又、流末と云ふ村名も、川尻にて、水の海に入る故の地名なるが、今は遙に、海を離れたる地なるをも思ふべし。仁德天皇紀に、流末不駿みにたり。故當年、天皇の御舟の着きしは、流末村の邊なるべくぞ所思る。三代格に、豊前國草野津と云ふ見たるは、行事川の流末なる草野村にて、其の頃は、船を着くるに、便善くして、專公私の船の着きし處にぞ有りけむ。されば川上なる流末村の邊も、上古は御船を着けさせ賜ふに、便宜の可かりけむ事知られ、又、長崎縣に到でまし賜ふにも、甚間近く、賊地をも經ずして、直に到で坐す

二十八

べき處なり。猪、行宮の在りし處は、今、御所谷云へり。其の跡に登りて立ち臨れば、土蜘蛛の住みし鼠窟ねずみのいは今云ふは、正北に當りて遙に眼下に見下されたり。行宮を建て賜ひしも、實に宜なりけりと、所思ゆる處になむ有りける。扱、其の宮地は、絶頂平地にして、南北壹丁、東西廿間あり。其處に、礎石二十並べり。其の周回東西五間、南北四間半許なり。又、中御門、東御門、西御門と云ふあり。中御門の石垣は、東方長五間、高三間、西方九間、高三間計なり。此處に石樋を懸けて山水を引けり。此の御門の前なる大池池は、中昔、堀りし物と見いたり。の堤下の田の字あきを門前と云ひ、又、二の坪、三の坪、八條など云ふもあり。二坪三坪は、二條、三條と云ふが如く聞ゆ。東西の御門は、石垣崩れたり。扱、中御門より行宮の蹟まで、一丁四十間、西御門まで、二丁四十間、東御門まで、四十間餘あり。又、山の周回、四方に一里が程、石垣あり。或は

崩れ、或は其の形の存れるもあり。抑、上代には御在殿も礎を
すゑず。式の祝詞ごとに、下都磐根爾宮柱大敷立ごある如く、
地を深く堀りて、柱を建つるこご所謂る堀立家の如くなり。
しに、今、行宮の跡に、礎石のある事、甚々疑し。中昔、此地に城を
築きし事も、物に見ぬず。土人の口碑にも、存れる事なけれど、
必、地頭なご云ふ類の者の要害を頼みて、城めかしき物なご、
築きて住めりしものなめり。重兄云、伊藤常足云、馬岳の西北に當りて津
積村御所谷と云ふ處あり。是れ馬岳の里城。
べし。云々。傍、石樋の懸れるは、彼の御世よりの事にぞ有るべき。
其は既に、垂仁天皇の御代に、石棺作を定め賜へる事、古事記
に見ねたれば、彼の御世に石作部の在りし事は論なし。今、此
處の近隣に石部村あり。石作部の住みし處にもやあらむ。

御所谷東御門の東南に在る山なり。此處の土中より瓦^は_{マニヤ}を出^{いだ}

卷之三

す。故、龕辻ほこぎがづちと云ふを訛りて、今は佛辻ぼくづちと云ふ。是は景行天皇の天神地祇に祈乞賜ひ別ては、三柱さんしゆ神志我神、中臣神、都神に、祈申賜ふとして、祭らせ給ひし時の龕なるべし。又、西御門の西方よりも出づ。何れも同品なり。抑、龕を土中に埋る事は、大嘗祭式に、造酒司所備等、呂須伎十六口、都婆波三十二口、匱六十口、小蓋六十口、長女柏一箇、祭畢、都婆波已上、置山野淨地きよのちにある類にて、淨き處を撰びて埋められし物にこそありけめ。

○鼠石窟

等覺寺山の上にあり。今は青龍窟せいりゆうくつと云ふ。是は、鼠籠窟ねずみらぐくつを訛れるなり。事は頃田園の法雲壽山の遊青龍窟詩序に云、山在豐州京都三十里所、山半有等覺寺、寺之南、緣石徑、紆曲至翠微、爲妙覺寺、其上有石窟、由洞門而入、深七十尺、横十五丈、中安釋迦文殊普賢石像及四天王、護法善神、堅立于左右、彫鏤巧妙若神工、其

傍有龍岩、鱗甲作紋、形如龍蟠、觀者悚慄、上有小孔、泉涓々下注如珠、又南折緣石而上數十步、西轉有洞戶、夕陽倒影、射窟中、光怪奪目、壁間有藥師觀音像、崖下有巖、投以石、則圓轉有聲、莫知其所止、相傳、昔人燃松火、行六七里、有一谿、不可渡而歸、其中諸處有石牀、各安佛像、爲阿羅漢宴座之所也、惜寺與碑俱廢、不可考、凡窟之四周峭壁如屏、上蓋下平、自然天造、非假人力、誠勝特之境也、略、あるにて、其の石窟の景況の大槩を知るべし。但、寺與碑俱廢、不可考とは佛の事にのみ關係らひて云へるにて、上古の事實を毫も沙汰せぬは如何ぞや。土蜘蛛の住りしこ云ふ事、土人きさきの口碑にも残りたるをや。生龍兄云、豐前國志に云、「奥院口高さ四間、横八間、入口より、上の口に抜け出づる迄百三十間、闊然たる打ほげにて、穴の程、高き所十三間、又は十五間の處もあり。窟中に、釋迦、文殊、普賢、十六羅漢、四王天、護法善神の石佛あり。窟壁に、藥師の像あり。窟内入口左右岩石の下に、底穴あり。いそぞく、これな針の耳戸と云ふ。其の内間く明松を燃して入る。三四間の程行けば、次第に地下りにして、廣き處あり。左右上下皆、岩也。又、狹き所あり。身を横にして通れば、窟に川流れ、穴の内、轉曲三十内外あり。深、或町計。」重兄も去にしお、この窟に遊びしが實に世にめづらか

なる處。

三十二

○女體窟。

黒田村元合寺にあり。けな如き。一名を綾塚と云ふ。聖武天皇神龜五年に行幸ありて、素蓋鳴尊の御女抓津媛命の御靈を、池田村の松山より遷して、女躰權現ご祭り給へり。云ひ、或は景行天皇の皇后八坂入姫命を祭れりとも云ふは、皆附會の妄説なり。此は往昔郡領などを葬りし墳墓ど所思ゆる。窟の廣さ横一間四尺餘、深さ二間半、高さ二間許なり。内に石棺あり。横一丈一尺五寸、幅三尺、堅四尺許なり。宇佐郡記に『天慶五年六月、源經基公、鎮西守護の時、九州を巡見有りて、處々に城を築き、源家譜代の武士を居給ふ。最初、女躰權現へ參籠し、懇祈の序、一國守護の城を築く事、願くば神闇に從ひて草創すべし』重兄弟云、此の事古城傳記と出でたれば、女躰權現の號も、稍

古くより云ひ出でしこなりけり。

○稻葉川。

稻光川の川上にて、即、鼠石窟の北の麓なり。事は頃田國の下に出せり。古今六帖云、「稻葉川いなこし終にいひはてばながれて世にもすまむごぞおもふ。」

○稗田川。

源四つあり。一は七曲より出で、一は御手水より出で、一は浦河内より出で、一は矢山より出づ。四水合ひて、東に流れ、行事川に入る。

○行司川。

源二つあり。一は氷室川、一は稗田川なり。

○氷室川。

十鞍山、馬嶽、御所谷の三山より出で、東に流れて井尻川ごな

り、行司村に出て海に出る。

○神島。

○薺田村の沖にあり。

○草野津。

草野村の津なり。往昔は此邊まで海なり。二代格に豊前國草野津と出でたる是れなり。全文は企救郡門司外記局記に菊野庄（園の下に出し）あるも、同處なるべし。全文は平井寺（下に出し）。抑此の津は往古、公私の船の專着きし處にて、新任の國司の下らるゝにも、亦此の津に着船ありしなり。今は海も、漸くに淺く成り以て行きて海邊をば少離れたり。

○血田。

○上田村の田の字に、血田（事は頃田國の下に出し）云ふあり。景行天皇紀に見ゆたる、是れなるべきか。又企救郡に、津田村あり。是れ血田を訛りた

らむも計り難し。何れにても有りぬへし。

○松山城趾。

○薺田村にあり。西國太平記、應永戰覽、宇佐郡記、古城記等を併せ考ふるに、天平十二年、藤原廣嗣、官軍を防ぐ爲めに地を擇び、始めて此の城を築けり。其の後、城主なく、在廳の官人、蒙古を防ぐ時の便に備へ、事ある時は、櫓籠れり。天慶三年、鎮西の亂により、地下人神田權少進光員、此の城に籠りて、凶徒を防げり。爾來、神田氏、十八代居る。（神田はもと薺田なるを、中昔以來神田とも交へて書たり。）保元二年、平判官康盛、神田の一族を亡ぼし、三男藏人信盛を置く。元暦の際、信盛の子、小平大夫吉盛、安徳天皇宇佐行幸の供奉をなし、が、終に赤間關にて入水し、家亡びぬ。是れより、緒方の一族、長彌太夫坊覺願守りぬ。建久七年より、宇都宮大和守信房の抱城となり、長野豊前守ご郡境を争ひ、終に長野に攻め取

られ、建武の頃まで、長野より、城代を置く。延元元年、太宰少貳
賴尙、此の城を攻め取りて、末子九郎賴慶を置きしが、菊地肥
後守武重、同武光、押し寄せ、合戦數度に及びぬ。慶安元年より
四年まで、大内入道道階、猶子天野太郎顯光を置く。同七年、菊
池、大友、少貳、宇都宮等和睦し、當國を大内左京大夫義弘に賜
はりて、守護代として、杉彈正大弼興信、其の子太郎弘信相續
いで居る。應永五年十月、豊後の、大友親世、在京の間に従弟氏
鑑、反きて、兵を擧げ、戸次親秀をして此の城を攻め取らしむ。
此時、杉弘信、周防山口に在り。其の子彌太郎光治、敵に圍まれ、
討れしを聞きて、大内勢の先將として、押し渡り吉志の畑に
船を着け、狸葉山たぬきばやにて勢を分ち、門司一徳齋は、搦手に向ひ、天
野讚岐、杉弘信は、松が尾、中の尾に陣して、大手より向ひて、其
の夜之れを攻落せり。重兄云、此の時、城主戸次親秀、豊後に在り。留守、本田原兵庫介行房、嫡子小太郎行國、同弟小次耶行政、いづれも力

殺して、首等覺寺の座主堯賢、千三百餘人を率ゐて、此を援はむ
とて、與原山よしはらに陣を取る。大内方の門司左近太郎、小野田兵部、
規矩權守は、大元堂の松原に出張し、門司一徳齋は、同北の山
下に兵を伏せ、同彌三郎は、濫崎に備へ、足輕の先手は、箒島に
備へ、杉弘信、天野讚岐は、神惠比須堂に陣を取り、門司彌次郎
は元檀林寺の森に扣へたり。かくて、大元堂の南にて戦ひし
に、僧軍敗走し、僧徒等、海潮にて溺死せし者多かりき。堯賢等
覺寺に歸りぬ。大内氏、因りて、天野安藝守義顯を城番こし、應
永十五年まで居らしめたり。應永十六年春、杉中務大弼弘重、
京都郡を領して、當城に居り、其の子孫彈正少弼正重、長門守
重之、左衛門佐行信、十郎貞政等、之れを守りて、天文元年乃至
りぬ。天文二年より、杉民部少輔重盛守る。弘治二年、杉重吉、大
友義鎮に攻め落さる。永祿五年、毛利家の代將、天野紀伊守隆

重來り守る。又、大友宗麟に攻め落さる。同六年、毛利元就の四十郎藏人元秋居る。天正元年より、長野三郎左衛門助盛に託し、馬嶽の抱城とす。是れを以て、息、二郎永盛を置く。同十五年、秀吉公より、當國六郡を黒田孝高に給はりしかば、黒田家より、城番を置く。慶長五年、細川家の領となりても、猶、城番を置きしが、間もなく、同十一年、破却したり。

○馬嶽城趾。

大谷村にあり。此の村、元祿の頃までは、馬嶽村と云ひきとぞ。伯耆の人、門脇重綾が記せる名和氏紀事に、馬嶽を筑前とせるは、謬なり。宇佐郡記、應永戰覽、古城記等を合せ考ふるに、天慶五年、源經基如體權現に請うてて、祈りけるに、夢に、菩提院の東方に當て、愛宕宮、神馬に騎りて現れ賜ふ。故に其の山に城を築いて、馬嶽と稱す。太宰大貳公賴の子、筑前守昌賴を當

國の守護となして、此の城に置く。昌賴の子公賴、本領宰府にあり。依つて、公賴の弟、爲賴より、六代、光賴、宗賴、繁行相繼いで守る。仁平元年、源爲朝、豊後より、豊前に打入りて、當城を攻め落す。其の後、草野權守家仁守り、其の子孫三代居る。元暦年中、源平戰爭の時、豊後緒方の一族、緒方九郎、平家に叛いて、楯籠る。源右大將府を鎌倉に開いて、九國に探題を置き、國々の守護を定めらる。此の郡は探題領と成りて、探題より、城番を置く。建武の乱に、太宰少貳、攻め落し、抱城とす。菊池肥後守來りて攻め取る。又、大友家來り攻む、長野の一族、規矩の一黨、互に、此の城を争ふ。貞和の頃、征西將軍に從ひて、新田上野介義基仲二母滿
孫頼氏、當國に下り、二代、義基、義高、守る。馬嶽、新田義氏、居之、新田太郎基氏、二子曰、上野介義基、義基、生義氏、居之、新田太郎基氏、二子曰、王至筑紫、菊池氏、謀、築城于此、父子居此、應安七年甲寅九月、菊池降足利氏、於是、義氏亦屬將軍家、近年與大友、永享三年より、菊池の抱城となる。然るに、大

内家より攻め落し、盛見の嫡男掃部頭教幸を置く。文明元年、教幸叛きて自殺す。其の子陶武藏守弘春居る。明應九年、大内、大友兩氏軍を發して數戦ひ、大友より兵を籠置く。文龜三年、大内義興、また攻め落せり。馬岳城、筑前雷山古文書に、去月廿三日、於豊前國戰時、太刀討、同郡從僕從等被矢疵之次第、神代紀伊守貞總、注進到來、尤感悅之至也、願可抽。馬岳城口凶徒大友勢同少武勢悉追討合戰之功之狀如件文龜元年八月十三日花押大内義興岡部彦左衛門尉殿○又去閏六月廿四日以來於豊前國馬岳在城殊難儀日夜防戰仍彼矢疵左足粉骨之次第、鳥田玄蕃允種通注進到來右神妙感悅之至也、願可抽戰功之狀如件文龜元年八月十三日花押義興王種殿丸中務丞。永正元年より、鷲頭兵部大輔弘通の子右馬頭吉弘守る。天文二十年、大内義隆滅びて、陶入道全姜當城を宇都宮左馬頭正房に預け、之れを守らしむ。永祿四年、城番貫親清、大友氏より、攻め落され、天正六年より、長野三郎左衛門助盛守る。天正八年九月、龍造寺安房守信周、之れに居り、同十五年より黒田家の抱城となり、慶長五年、又細川忠興の持城となりて、元和元年、終に破却せり。

○障子嶽城趾。

京都郡、田川郡の界にあり。建武三年、足利尊氏、足利駿河守統氏に命じて、築かしむ。應安元年、千葉上總介光胤、統氏を討ちて自ら居る。應永六年、千葉高胤從五位上總介亡びて、大内の抱城となる。天正の初、小早川隆景の抱城となり、同十七年、破却せり。今も空湟残れり。又、本城、北の丸、馬屋の跡など、云ふ處あり。

○高來村城趾。

山鹿、足利等居城。

○生山城趾。

芥山村にあり。細川三齋の舍弟堯安の城代、毛利左馬頭居城。

○高城城趾。

南原村にあり。長野三郎左衛門の抱城なり。後杉因幡守居城。ごなれり。

○十鞍山城趾。

圖師村にあり。元暦の際、平氏築きて籠れり。

豊前志 四之卷終

豊前志 五之卷

故渡邊重春著
男渡邊重兄校

仲津郡郷八村七十三。

續紀天平十二年、藤原廣嗣の亂の條云、豊前國仲津郡、擬少領

無位、膳東人來歸官軍。

豊後風土記云、大足彦天皇、詔豊國直等之祖菟名手、遣治豊國、

往到豊前國仲津郡中臣村、云々、

或記云、細川家より御引渡の高、仲津郡三萬六千二百二石七
斗五升五合九夕一才。

○皆見郷。

今は、村名と成れり。和名鈔に、參河國磐海郡にも皆見郷あり。字書に、皆祖此切、音子、口

毀、見にて、本、ソシルの義なるを、アザケルに轉じ用ゐたるもの成るべし。新撰字鏡に、嗤蚩同、阿佐介留、又、曾志留、又、和良不な、見にて、アザケルも、ソシルも、意は一に落つめり。猪、アザケルを、アザワラフご訓む類なり。即、アザケリワラフの略言なるを思へ。延暦大神宮儀式に、穴往皆鹿國と云ふもあり。抑、皆見と云ふ故は、草塙村豊日別宮縁起に、昔年、左留多比古神立伊良和羅山見溪水此川不深其水上以小流淺水名所淺見川又云其日東曙見河因號皆見川朝見と見たり。

○薺見郷。

字書に、芻、茭草、又、刈草。韓昌黎、驚驥詩、云々、饑食一束。芻說文包束草之形、中本从匚、俗又加艸作芻。非、見たれば、久佐には芻字を書くべきなり。然れども、馬寮式に、諸衛府并、兩國年

料。芻、云々、畠。芻五千八百斤、野芻一千三十三斤、衛門式に、凡、府牛。芻株、云々、但、青芻者、令衛士刈飼之、出でたれば、芻、見芻は、相通し書けり。故、芻見はクサミご訓むべし。今、此の名湮没て、何所、見とも知れず。若くば、村名の草塙はクサミを訛れるには非るか、

○城井郷。

今、城井馬場村と云ふあり。此の近隣なり。城井谷も、初は此の城井郷の内なりしならむか。思へど、なほ、見には非るべし。其のわけは、宇都宮氏、初、仲津郡城井郷に住みたりし由にて、其の子孫を稱する者、仲津郡に多し。されば、城井郷に住むに因りて、城井を姓とし、其の後、築城郡に移りて、久しう住めりし故に、其の姓のまゝに住む所をも、城井谷と唱ふるなる可し。云へり。左も有る可き考なりけり。

○中臣郷。

此の名今は廢れたり。豊後風土記に、仲津郡中臣村あり。又、應永宇佐宮寺造營日記に、當宮一御殿、定燈御料所、豊前國仲津郡内中臣今男八丁、御寄附、云々、と見にたれば、此の頃までは、中臣の名を存ししなり。和名鈔に、播磨國桑名郡中臣神社云ふみにたり。神名帳に、伊定村直孝翁は「南に久富村あり。北に福富村あり。其の中間に彌富村」あれば、彌富村の邊を、古中臣と云ひしか」と云はれたり。已考ふるに、往昔は、久富、福富、彌富の三村を、惣へて、中臣郷と云ひしが、後に分れて三村となれる時、好字を以て、如此分ち云へるには非るか、猶、下毛郡中殿村貴船社の下に云はむこす。

○仲津郷。

今は何處ともされず。田川郡には、中津原村あり。當郡に隣き處なり。古くは、此の郡に屬きしにや、定め難し。

○高家郷。

此れも、名廢れて、何處とも定め難し。

○扇谷。帆柱。

伊良原。上、鑑ヶ畠。大村。木山。谷口。山鹿。崎山。大熊。梁瀬。喜田良。大坂。横瀬。犬丸。内垣。久富。末江。城井馬場。上高屋。下高屋。本庄。續命院。

續命院。續日本後紀云、承和二年十二月癸酉、故參議刑部卿、從四位上、小野朝臣宰守、前爲太宰大貳時、延續命院一處、以佛往來之舍宿、但不藉公力、恐不得長存、乃叙本意、修解文、曰、管九國二島之民、或公我私、往來相續、其求輕者、暫經時月、其事重者、免歲始倉之下、貨寄於閭閻之間、若病癒、身手足不隨官舍督察、非篤病之處、主家爭趁告、惡死之人、遂使露臥道路、暴死風霜、縱有時得痊愈、亦以飢寒、死者十而七也矣、見其如此、心深救恤、聊建續命院一處、檜皮葺屋、七宇、扉一口、墾田百十町、以擬飢病、有志無力、庶幾萬一、地隔人遠、執檢難周、轉以屬人、更增疎廢、若途不藉公力、懷心願之從已、伏詔令府監、或典一人、及觀音寺講師、勾當其事、相替之日、一事以上、皆依實勘謝、若不加修理、令致破損、及非法費用之類、竝以官法論、未及上聞、率守物故、其家就大臣道以陳請、敕令所司、俾允所請、勾當之官、選替之日與春解由、一准國司、重春云、原本公を心に作るは誤あり。今は大日本史に據りて改

め。古川。八溝。花熊。彦德。崎野。國分。上坂。德政。丸。光富。袋迫。松原。稻堂。長江。蓑島。元永。津留。有久。皆見。綾野。下原。上原。錦原。田中。吉岡。節。

下野。馬場。辻垣。高瀬。道城寺。德永。國作。惣社。
武波。平島。竹田。柳井田。草場。羽根木。金屋。今
井。眞菰。沓尾。小犬丸。福富。大橋。福原。宮市。寺
畔。流末。矢富。天生田。寶山。大野井。

以上七十八村なり。

○豊日別國魂宮。

官幣宮とも稱す。草場村にあり。傳記云、豊日別宮或左留多比古社。沙伊和井宮。又云、豊日別大神奉上寶鏡。御正躰、長光社務宮前一授相傳。秘決重春云、長光家の事は田川郡採銅所村の下に云へり。祓祝而號寶鏡。御正躰、納置于神殿。前先寶鏡。御正躰、官幣宇佐放生會行幸會御進發。節御辛櫛三合櫛。緒京郡岩熊村名族以麻薺製獻之。又云、勅使今居津到草場宮安官幣於神殿。豊日別大神與官幣合祭而崇官幣大神。號宇佐八幡大神宮。勅使上官幣宇佐宮八十餘度。六

年一度行幸會。毎年四度大會。勅使公卿官幣大神上。宇佐宮國司勅使用。海上風波之難在之。草場大神定護人云々。在廳官人、勅使代而下、至放生會之日、云々。官幣大神神幸之經路者、重春云、此の經路は即國府より豊後の國府に往來する官道也。委しくは官道考に云はむさす。八月九日、草場之社御發輿、至國作。御所屋鋪處假宿也。國作、總社之輩、備神供同日、神宿德政邑。若宮兩夜也。重春云、神供は毛郡の事は、上毛郡の事は、下に云ふべし。十
一日、發德政社至祓川禊。同日假宿於築城郡湊。八幡宮湊之輩備神供同上毛郡山田邑宗像宮。亦者坂上毘沙門邊假宿。山田輩、備神供同日神宿下毛郡高瀬邑。重春云、神供は樂也。十二日發高瀬神宿宇佐郡佐野邑。十三日發佐野邑。停于官幣大神凶土塚而窺待八幡神幸而同列班陣迎和間濱着幣殿浮殿頓宮官幣大神。正躰。宮司八幡宮奉上。己午尅于時官幣大神供勤之祠官并樂頭樂人居別殿。云々。又云、神領桑田鄉内、馬上田壹

町同郷内、三月田一町築城庄内、高塚笛吹田一町、東郷内、徳政
村鉢一町、中東郷、今井市場封八町、下

重春云、此の傳記に據りて考ふるに、祭神は猿田毘古大神
に坐して、其を豊日別國魂宮と稱し奉る由なり。豊日別は、
豊國豊前の別名なるが、此の國を猿田毘古大神の、殊更に、
經營なご爲給へる功勳の有りけむ故に、國魂神と齋き奉
れるにや。草場村の隣村に國作さ云ふあり。此れは此の國を作らしけむ猿田
毘古大神の鎮り坐るに因れる地名と思はるれば古くは此の邊を猿田
名奉巡神と稱するもあらんと思へ。然らずとも、別名を大土御祖神と
申して、大國主神の國作の功績を助け給へりと聞ゆれ
ば、國魂神と崇め稱へ奉らむは然も有るべき事にこそ。大土
神社一所、稱國生神。兒大國玉命ミコトノミコト有りて、大土神の亦名を
大國玉命ミコトノミコトとも稱するをや。又、沙伊和井宮とは、猿田毘古大

神を庚申カタニと云ふより、幸神と漢音の同じきを以て、幸はサ
イハヒと訓む字なるに因りて、中昔より唱へ謬りたるに
も有るべし。又、官幣宮と稱するは、宇佐宮へ御調進の官幣
を暫し、納め置く宮なればなり。扱彼の官幣を此の宮に納
め置くは、國司に命せて、田河郡採銅所村なる長光家ナガキに、鑄
造らせ給ふ御鏡の落成を、待ち給ふ間モモリこそ所思る。如斯て
其の鏡を官幣大神と稱して、勅使の京より持ち下らせ給
へる幣帛に添へて、宇佐宮へ調進爲給ふに、豊日別大神も、
行幸カタキ有りし趣にぞ聞ゆる。されば如何なる由緒有りてな
るか、知り難けれど、古くは此の大神のみならず、彼の宮の
大祭には、近隣の神社の行幸有りしも、此彼聞ゆれば、さる
類の行幸なるか、將異なる由緒ありてなるか、尙よく考ふ
べし。扱此の社も、今は太じく衰替カキツブましつれど、中昔までも、

や、大社にて、領主地頭なども、崇敬を加へられたる趣に聞にて、吾が友神宗定(當社祠)が所藏せる小早川隆景主の制札の文云、

○禁制

草場村

官幣大神宮

右諸軍勢甲乙人、濫妨狼籍、并、竹木採用之事、堅令停止畢、若於背此旨者、可處嚴科者也、仍下知如件、

天正十五年二月六日、

左衛門佐

花押

此れを以ても、當年の状を想像るべし。此の社は、東面なるが、神實は古の遺制なりと云へり。

重况云、兩豊記に、應永六年正月、大内盛見、豊前に攻め入り、諸

將降參の條に、『鶴の湊に在陣せし内藤又次郎野間冠者が許より、注進するは、云々、二十三日晚景寶山を攻め崩し、東郷式部少輔正廣官幣宮司皆降りて、中津郡靜謐する由、告げ来る』、

○總社

國作村にあり。玉手次に、平田篤著『總社と稱する社の事は、多くは、昔國府の在りし地に有りて、式内にて某の神社ごある社も多かるが、亦、式外にて、只に總社と稱する多かり。此は、按ふに、往昔、國々に國司を置き賜へりし時に、其始めて入府せる時は、國守の神拜ごて、其國なる諸社を、盡く巡拜し、又、然らぬ時々も、巡拜する式なりしかば、其社々を、一社に總祀りて、總社と稱せるが、新に社を建てたるも多かれど、中には其國府の地なる一宮社に、配齋へるも有りし故に、只に總社と云

ご式内にて、某神社ご云ふ社を總社ご稱するも多しと聞たり。此地の總社は、社を新に建て、國內なる社々を總祀りて、總社ご云へる成るべし。扱國守の神拜の事は、續紀に、和銅五年甲申、初定國司巡行并遷代時、給糧馬脚夫之法。主稅式に、凡太宰及國司巡行部内者、云々、なぞ見たれば、入部せる時は、必部内を巡行して、其の時に諸社へも巡拜ありしものなるべし。今も大名等の國巡り、或は廻郡なご、爲らるゝ時々は、必、社々へも巡拜あり。是れ往方の所爲の遺れるならむ。

○生立八幡宮。

木山村にあり。

○國造大明神。

沓尾村にあり。祭神は、國造宇那足尼なそねにや・將菟名手なぐなでにや定め

。

難し。村名の沓尾はクニッコを訛よるにぞ有らむ。
○妙見社。

元永村にあり。慶長十五年、縁記に、塙田太郎豊忠、嘗信北斗妙見尊、故乘間ト采邑之山、創造小社一宇、鎮座之、敬禮無怠、實天曆六年壬子春也、云々、ご見ゆ。此の社に永亨八年の鐘あり。

重兄云、其鐘銘云、奉再興、豈前國仲津郡元永村妙見宮、鍾一口事、右施恩意過爲天朝安

地久四滿殊者、信心檀那、女大民衆萬國遷祇園寺舊義響者、現推鍾通非想非々想天々藏全

八部衆可預拂護加被取也、仍旨趣如件、永亨八年、丙辰十二月十四日、本願妙圓禪尼、大工藤原賴安、

○祇園社。

妙見社の攝社なり。世に今井の祇園と稱ふ是れなり。

重兄云、社記略に、建長六年、於今井津、疫癘流行、人民苦惱、干時今井地頭職、福島采女、村上左馬、兩人相計、於今井津内前廉、勸請祇園以神原右京爲神官、疫癘忽退除、因茲翌年六月十五日、准八坂臨時祭、造鉢山飭車行神事、自是以來、爲恒例、其後、天正

年中兵亂、產民等恐兵火、移社於元永村、東岡、片山妙見宮。社地、云々、と見たり。

○天疫神社。

天生田村にあり。祭神素蓋鳴尊にて、相殿に、大己貴命、五十猛命鎮り坐せり。社傳に素蓋鳴尊、自天上帥。其子五十猛命、到於新羅國、云々、尊曰、非此地吾兒可御之國、以埴土作舟、而東歸矣、着舟九州、尊經由于豊前國之時、豊日別命出迎、而嚮導、尊問曰汝國名爲何耶、對曰、奇日之豊國也、尊喜於懷曰、斯地蓋國之壞區乎、何不居乎、遂以此所爲行在所、而居、今日仲津郡者、因神語也、と見たるは、少古めきてぞ所思る。こは風土記などに據りて作文せるにや。豊日別命は、豊日別國神にて、即、坂田彦神ある由は、豊日別宮の下に云へり。但、祭神を素蓋鳴尊とせるは、誤なるべし。さるは、古史傳に云ばく『仁明天皇紀、承和六年正月の處に、勅令郷邑毎季敬禮疫神聖武天皇紀、

天平七年八月の處に、太宰府疫死者多、云々、長門以還、諸國守若介、專齋成道饗。祭祀稱德天皇寶龜元年六月の處に、祭疫神於京師。四隅畿内十堺臨時祭式にも、畿内堺十所疫神祭とも見たるを思ふに、彼の八衢に塞り坐して、疫を流行する鬼魅を、追ひ避り賜ふ功のます故に、疫神と稱して、かく臨時にも祭り賜へり』。云はれたる如く、此地なる天疫神も、塞神三柱なる事、疑無るべし。其は相殿二柱を合せて三柱なるを思へ。抑、當國府は、此の郡草場村に在りしかば、國府の事は、在殿屋の下に云ふべし。其の國府の四隅、或は、十堺なごにて、疫神に道饗祭せし事は、論なきを、天生田は村側に川ありて、是れ國府の西堺とも云ふべき地なれば、必、塞神を祭れる社あるべきものなりけり。

○宇都宮大明神。

城井馬場村にあり。下野國宇都宮を勧請せり。此は建久六年、

宇都宮大和守信房の當國の守護と成りて下りし時に、本國の產土神を祭れる也。

重兄云、宇都宮系圖に、豊前國仲津郡宇都宮大明神者、下野國宇都宮社同體也、宇都宮大和守信房勸請之、建久六年九月九日也。ごあり。

東鑑云、文治五年十月、於下野國、令奉常于宇都宮壇云々、玉手次云「一宮記云、大己貴命男事代主命也、さあり。今宇都宮大明神を申す、是れなり。往古は二荒山に坐し、を此の荒山神社さある」と云はれたり。神名式に、下野國河内郡二

○ 安樂座大明神。

宮都宮大明神ご相並びて立てり。宇都宮家譜云、祭神、神功皇后、天兒屋根命、武雷命なり。宇都宮大和守信房勸請す。寶治元年八月朔日、宇都宮左衛門尉信景、祖父信房の靈を同殿に祭る。同二年二月七日、信房秘鞍放光動則稱宜に付、宇都宮の寶殿に納む。又、荒座大明神爲別殿、兩社建立、其後大和守賴房御

神號之字改安樂倉奉號、又曰、始信房秘鞍を納め、神威荒れ賜ふに依りて荒鞍ご號す。

○ 鞍用山權現。

宇都宮家譜に、宇都宮信房、建久七年七月、崇粟田關白道兼公、靈笠見山後改鞍用山とあり。

○ 飯嶽權現。

大坂村にあり。藤原廣嗣の靈を祭れり。肥前國松浦郡板櫃明神も、廣嗣の靈なり。

○ 國分寺。

國分村にあり。延喜式に、豊前國國分寺料、一萬四千二百七十四束、ごあり。御巫清直翁云、「日本紀に、天武天皇五年に、始めて四方國に説經の事見ぬ、同十四年三月壬申詔諸國、毎家作佛舍、乃置佛像及經、以禮拜供養、ごある、是れ即國分寺の濫觴な

り諸國毎家とは諸國司の政務を判する官家を謂ふなり。官家は所謂る國府にして、其の國府に作れる佛舎は、則國分寺なり。然るを、元亨釋書に、此の詔を引きて、許天下民宅構佛宇、と注せるは、麿妄の説なり。紀中に、天下諸民の私宅を謂ふ時は、百姓舍屋と記す例なり。何ぞ公然と諸國毎家と詔はむ、然るを、谷川清士本居宣長兩翁の博達さへ、釋書に欺かれて、通證、玉勝間等に愚論を載せられたるぞ遺憾なる』と云はれたるは、確説なりけり、然れども、續紀天平寶字四年六月の處に、天下國分寺者、本是太后之所勸也太后とは聖武天皇の御后にます光明皇后なり。ご見ねたるご、本朝文粹三善清行意見十二條其の文は下に出て考ふるに、國々に寺は既くより在りけむを、天平九年に始めて國分寺の號を貢せ賜へるか、將國分寺の未無き國有りしかば、新に勅ありて、六十餘國残りなく建てられたるか、同三年の詔

全文は下ににすら、若无國分寺者、云々、とあるを思ふべし。

天武天皇紀云、五年十一月甲申、遣使於四方國、說金光明經仁王經、同十四年三月壬申、詔云、諸國毎家作佛舍、乃置佛像及經、以禮拜供養。續紀云、大寶四年夏四月丙申、令京畿及諸國寺讀經焉、又云、神龜五年十二月己丑、金光明經六十四帙、六百四十卷、頒於諸國、國別十卷。又云、天平七年八月乙未、勅曰、如聞、此日、太宰府疫死者多、云々、府大寺及國別諸寺、讀金剛般若經云々。同九年三月丁丑、詔云、每國令造釋迦佛像一軀、挾持菩薩二軀、兼寫大般若經一部。本朝文粹三善清行意見十二條云、欽明天皇之代、佛法初傳本朝、推古天皇以後、此教盛行、云々、降及天平、彌以尊重、云々、又令七道諸國、建國分二寺、造作之費、各用其國正稅、於是、天下之費十分而五、續紀云、天平十二年六月甲戌、令天下諸國、每國法華經十部、

豐前志五之卷

并建七重塔焉。九月己亥勅曰、國別造觀世音菩薩像壹軀高七尺、并寫觀世音經一十卷。同十三年春正月丁酉、故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戶、二千戶依舊返賜其家、三千戶施入諸國。國分寺以充造丈六佛像之料。又云、天平寶字四年秋七月癸丑、天下諸國、每國奉造阿彌陀淨土畫像於國分金光明寺禮拜供養。同五年六月庚申、天下諸國各於國分尼寺奉造阿彌陀丈六像一軀、脇侍菩薩像二軀。又云、天平神護二年九月戊午、勅宜令諸國具錄歲中修理官舍之數、付朝集使、每年奏聞者、國分二寺亦宜准此。又云、神護景雲元年春正月己未、勅畿內七道諸國、一七日間、各於國分金光明寺行吉祥天悔過之法。又云、寶龜三年六月甲子、設仁王會於畿內七道諸國分金光明寺。又云、延曆元年十二月壬子、勅太上天皇周忌御齋、當今月二十三日、宜令天下諸國國分二寺

見僧尼奉爲誦經。同二年夏四月甲戌、勅國分寺僧死闕之替、宜以當土之僧堪爲法師者補之。日本後紀云、大同元年三月辛巳、奉爲崇道天皇令諸國國分寺僧春秋二仲月別七日、讀金剛般若經。又云、延曆廿四年二月己未、令諸國國分寺行藥師悔過以聖躬未平也。又云、大同三年五月辛卯、詔曰、其畿內七道令國分二寺轉讀大乘二七箇日。四年正月丁亥、令天下諸國爲名神寫大般若經一部、奉讀供養、安置國分寺。若无國分寺者、於定額寺。又云、弘仁二年九月己亥、令諸國依舊出舉修理國分寺料。三年二月戊寅、勅大同之初、令畿內講師專預講說、令演真諦、其諸寺雜事并、補三綱等暫預僧綱但、國分寺者、國司講師相共檢校者、自今以後部內諸寺、宜令講師永加檢校、其國分二寺國司亦相共、檢其造寺用度者、講師別亦勘錄、每年申送於僧綱、遷替之日、令依舊例責其解由、諸國亦

宜準之。五年九月甲申、施京畿七道諸國國分二寺、僧尼年八十已上、每人綿二十屯。日本紀略云、天長八年三月乙巳、佛舍利五百粒、令太宰府觀音寺講師光豐、安置彼府管內國分寺及諸定額寺。

重春云、如此厭はしきまで、諸書を引き出でて、載せたるは、其の世の形勢を知らしめむが爲なり。然ばかり、朝廷には嚴重に爲させ賜ひし状なるを、清行の意見十二條に、講讀師、多非持律之人、或有贖勞之輩、況其國分僧少人、皆是無慚之徒也。蓄妻子、營室家、力耕田、行商價、云々、また、諸寺年分、及臨時得度者、一年之内、或及二三百人也、就中半分以上、皆是那濫之輩也。又諸國百姓、逃課役、逋租調者、私自落髮、猥著法服、如此之輩、積年漸多、天下人民三分之一、皆是禿首者也。此皆家蓄妻子、口啖腥膻、形似沙門、心如屠兒、況其尤甚者、聚爲

群盜、竊鑄錢貨、不畏天刑、不顧佛律、若國司依法勘糾、則霧合雲集、競爲暴逆。前年攻圍安藝守藤原時善、劫略紀伊守橋公廉者、皆是濫惡之僧、爲其魁帥也。縱使官符遲發、朝使緩行者、時善公廉、皆爲魚肉也。云々、云々はれたるを見れば、往方より、禿氏は、無賴の徒多かりけり。其は朝廷より用ゐさせ賜ふを頼み、心任せに狡意せしものなめり。哀れ此の國分寺よ、方今は衰果てて、纔なる堂のみ立てるは、定村孝直翁の歌に『瓦ふきこゝもかしこもこぼるゝは中子の道の荒るるなりけり』と詠まれたる狀にて、當年の面影だにも无かるべし。

重兄云、太宰管内志に『小出氏云、豊前國分寺は、仲津郡國作手永國分村に在りて、今も、堂宇五六基あり。開基は、行基菩薩なり。さて、後世、豊後大友氏の兵火に掛りて、盡く焼け失せたる

を、其の後、應忍と云へる僧大貞社此の寺地の荒廢を愁ひて、此の地に草庵を造りて、住めり。かくて、此の處の進庄兵衛大伽藍國分寺

之孫老 云ふ者の家の棟に、甚古く煤びたる箱の在るを得て、開き見るに、今胎曼荼羅三千佛、涅槃像、如意鈴あり。何れも行基の什物也。今此の寺 應忍是れを草庵に安置し、伽藍再興の志有りて、年

久しう、此の處にござれり。其の後、寛永の頃に至りて、當地領主、再興し給ひしより、今に、伽藍田、香田あり。又古の名残には、車通、伽藍橋、伽藍堂塔等の舊跡とて、方十町の内、往々に在りて、礎、又古瓦なご多く残れり。又十二箇の末寺と云ふもありしを、是れも、大友氏の爲めに、焼かれて、今は唯六箇の草庵、昔の趾に建てり。今、國分寺僧孝興が語れり。云々、見にたり。此れにて、當寺の變遷のありさま、詳なれば、爰に引き出でつ。

○興正寺。

大坂村にあり。大村不動嶽の城主西郷刑部左衛門高頼の墓あり。

○城原。

木山村の原なり。事は京都郡碩田國の處に出しつ。

○國分原。

國分寺村の原なり。廣き野原にて、方一里ありと云ふ。

○長者原。

新田原の南に並べる松原なり。名和氏紀事に、太平記、鎮西要略を引きて、『後村上天皇正平十七年九月、名和顯長、菊池武光と共に、征西將軍を奉じて、足利氏經、少貳、大友等と、筑前の長者原に戰ふ』と書けり。筑前ごせしは誤なり。大日本史に興國十七年九月二十七日庚子、菊池武義、興斯波氏經、戰于長者原、とも見えたり。 其の後、應永五年十二月廿一日、大内義

卷之五 前志 豊

弘、大友氏鑑を討たむとて大軍を率ゐて、此處に出張し翌日、築城原にて大に戰ひ、大友氏の軍を打ち破りき。

○新田原。

一里許の松原なり。

○難行原。

錦原村にあり。

○今川。

水源、彦山の竹臺より出で、西郷谷を過ぎて、北東に流れて、海に入る。

○蓑島。

和漢三才圖會云、豊前國蓑島、在神田之東、隔海上一里許、無双。

地景。

夫木集云、『むら雨にぬるゝ袂のあやなきに猶みの島の名を

やからまし』

檜垣。女集云、『ふらばふれ三笠の山し近ければみの島まではさしてゆきなむ』

重兄云、名處方角抄に、豊前國蓑島は、かんだご云ふ處の東の海上、一里ばかりに在り。『豊國の蓑島山の郭公頭や雨にねれて鳴くらむ』云々あり。

又云、海東諸國記に、豊前州邦吉、戊子年遣使來朝、書稱豊前州蓑島海賊大將、玉井藤原朝臣邦吉以崇貞國請接待と記せり。

又云、丹後守忠家百首に『五月雨に名をたのみてや蟹船の蓑島にのみ漕ぎとまるらむ』伊豆守爲乘云云あり。

應永戰覽云、千田九郎豊房は、豊前國蓑島の人也。杉彈正弘信、豊前の守護たりし時、追從して、長門國豊田に在りしが、近年相續いて、軍役暇無ければ、父母の對面も叶はず、心憂くて居

たりしに、應永六年正月、内藤又次郎に伴ひて、鶴の湊に在陣す。よき折節なれば、蓑島に渡り、父母に對謁せばやご思ひけれど、陣令嚴ければ、かりそめに往くべきにも非ず、空しく、光陰を送りけり。或時、海邊を警固する事有りて、幸ごおもひ、便船を求れど、漁父は嚴法を畏れて肯はず。時しも、正月十日の黃昏に夕潮の湛へたれば、齒地がだちを往かむも叶はで、蓋崎の海岸に休らひ、島の方を眺めやりて居たり。宵潮の頃なるに、忽ち、沙乾きて、平沙漫々たり。九郎即て、乾瀉がたを急ぎ往きけるに、宵月朦朧として、遠近定かならざるに、蓋崎の方より、猛火忽、沙の上を飛びて、島の方に往きて、又、冲の方より、火團來りて、龍女宮の邊にて、入り違ひ、双方に飛び去りぬ。九郎此の火をじるべこして、父母に對面し、年月の物語に、夜も闌に及びければ、父母に暇乞して立ち歸る。されども、沙も來らず。九郎も

奇異の思をなし、本の陣所に歸着す。陣所の人々に、何の刻ぞと問ふに、成刻なまく答ふ。九郎餘り不測さに、傍の人々に、然々の由を語りければ、年老たる人、云ひけるは、かやうなる事、誠に汝が孝心を、天神地祇も、感應有りてこそ沙もはや乾き、不知火も道しるべせしなるべけれ。云々。

重春云、松島盛亮田川郡香春人云、『ふらばふれ御笠かさ』の山し近ければみの島まではさしてゆきなむ。此は昔、筑紫に名たる檜垣の子が詠めるなり。此の三笠山は、筑前三笠郡の山にて、蓑島云ふは此の國仲津郡の海にあれば最間遠なるを、さしてゆく、こ詠るによりて考ふれば、そのかみは、都より太宰府に降り給ふ人々、此の國の荒津、蓑島の邊に、舟はてて、同郡の逢坂をこね、田河郡を横ぎり、筑前に出でて、府に到るに、越ぬうき山なく、渡りかねる川もあらで、甚眞直なる道なり。今も、伊田

原てふ處に其の跡ごて残りたるを、里人は車通くるまどおりと云ふなり。櫛の葉の名に負ふ宮の頃までは、白縫の筑紫へ下る舟は、専、荒津にとまりしが、其海の淺あさくなり、舟もよらず、成りゆくまゝ、大貳なごの下向さへ止みにたれば、荒津てふ處さへあらず成り果てて、何がしの抄には、筑前こ書かれけるは、甚じある。まじきわざなり』と云へり。此は甚愛いとおたく、可賞考かしょうこうなり。但、荒津を筑前に非ずこと云へるは、謬まちなり。當國にも京都郡草野津の近境かかねに、新津村はあれど、古くより云ふなるは、筑前なる事、三代實錄に『新羅しんら賊船二艘、筑前國那珂郡乃荒津爾それ到來天、豊前國貢調船乃絹綿乎、掠奪天、逃退おとせん利』と見けんひたるにて知るべし。又、大貳などの船にて、下らるゝ由、書けるも誤まちなり。民部式に、大貳以上は、陸路より下られし由、見けんひたるをや。

○天神島。

蓑島の浦邊にあり。

○鶴湊。

今、津留村と云ふ、是れなり。此の邊は、中昔まで、入海なりし由にて、應永戰覽に、鶴湊と見けんひたり。

○海石榴市。

元永村にあり。海石榴樹甚多し。事は京都郡碩田國の下しもに云

○在廳屋鋪。

草場村に、在廳屋鋪ざいてんやしきと稱ふ處あり。是れ、國府の蹟あとなるべし。平家物語に『師光はあはれさいちやう成景は京のものしゆこんいやしき下郎なり』と云ふ。吾妻鑑に國司者、自公家被補任さむけいん、在廳者國司鏡也。また、犬丸菊松、地頭、高田、郷、地頭等、如私領じゆりよう知行ちぎやう不致ふし所當以下、勤之由、依よ在廳、訴申そしん、自院被仰さむけいん下、仍可致勤之由、度々

下知、とある。按ふに、在廳は國府に在る土着の官人を云ひ、其の官人の居る府をも、在廳と云ふなり。神宗定(前記)宮祠が所藏の天文十年大内家の文書には、太宰府をも在廳と云へり。出雲風土記、兵部式、三代實錄等に、國廳と見ゆたるも、在廳と同じく國府を云ふなり。扱、和名鈔に、國府在京都郡(京都郡)とあるは、甚々疑し。若くば、誤(あやまち)には非るか。或は往方京都郡なりしを、後に此の郡に移せる事のありしか。後紀に、延暦廿二年正月壬寅遷但馬國治於氣多郡高田郷、同四年十一月乙酉遷攝津國治於江頭(江頭)なご見ゆたるは、國府を遷せる例なり。代(代)實錄(實錄)に、出羽國府(出羽國府)を移せら事(事)見ゆ。但總社、國分寺、續命院なご、皆當郡にて、近く隣村なるに、京都郡には、然る名の存れる事も聞ゆざるは、是は必、源順ぬしの誤とぞ所思る。且草場國作兩村の西方に、高貴人の墳墓と思しきもの、廿三あり。是れ國司四等の官人等を

○山鹿村城趾

天文より天正の際、長門國高倉城主、杉因幡守重昌の子、千代

丸重良居りて、海上を警固せり。後、高橋宗全、長野祐盛に攻め落されたり。

○寶山村城趾。

○安東萬次郎居城。

○不動嶽城趾。

大村にあり。西郷刑部左衛門高頼居る。高頼は大坂村、興正寺に詣でし時、道にて長野三郎左衛門尉祐盛に討れたり。

○いんじゅ城趾。

同村にあり。杉因幡守居城。

○燕岩城趾。

崎山村にあり。香春嶽城の塞なり。

○元永村城趾。

城主未詳。

○戸通城趾。

上高屋村にあり。城主未詳。

○のりき山城趾。

馬場村にあり。宇都守播磨守居城なりしが、未詳。

○神樂城趾。

城井馬場村にあり。今井津某居る。天文の頃、今出兵衛元國居れり。

○横瀬村城趾。

○滝見城趾。

節丸村にあり。今村式部居城。

○黒岩城趾。

光富村にあり。城主未詳。

○大將陣。

天生田村にあり。誰の陣所なりしか。未詳。さだかなづ。

○大將陣。

天智天皇紀に、四年秋八月遣達率憶禮福留達率四比福夫筑紫國築大野及櫻二城。云ふ事あり。是れ和名鈔に出てたる大野、鳩木の二郷なる由は、下に云ふが如し。築城云ふは、此の城を築きしに因る稱なるべし。

○大將陣。

○大將陣。

○大將陣。

故渡邊重春著

男渡邊重兄校

○大將陣。

和名鈔云、築城。豆伊

續紀天平十二年廣嗣の亂の所に云、豊前國築城郡、擬口領外

大初位上佐伯豊石來歸官軍重春云、擬の字を脱せり。或

重春云、天智天皇紀に、四年秋八月遣達率憶禮福留達率四

比福夫筑紫國築大野及櫻二城。云ふ事あり。是れ和名鈔

に出でたる大野、鳩木の二郷なる由は、下に云ふが如し。築

城云ふは、此の城を築きしに因る稱なるべし。

或記云、細川家より御引渡の高築城郡、二萬二百二十七石六

斗六升七合一タ一才。

二

○綾幡郷。

今は訛りて赤幡と稱し、村名となれり。扱綾幡とは、文ある布帛のとにて、古く服部の住みし處なるべし。古史成文四十九段の傳に『遠江國敷智郡濱名の岡本村と云ふ處に式外なれど初生衣神社と云ふ有りて、天棚機比賣神を祠れり。此の社に仕へ奉りて、祭を掌る人を神。目代といひて、代々神を稱號となし、姓は服部を稱へり。此の家より、毎年の四月九日、伊勢の神衣祭の節に、初生衣と云ふを織りて奉ること、古よりの例なり。ごぞ此の家に傳へたる舊記の文に、云々用神服部一字稱神。目代云々』と載されたるを以て考るに、此の赤幡村の神主に神氏あり、此の神服部を省きて稱號とせるには非るか（但今大伴姓なる）。又、隣郡に桑田と云ふあるも、布帛を織る料の

築

郡城

○桑田郷。

吾が友、神宗定は、今、寒田と云ふ村あり。本桑田なるを、桑を漢音にサウと云ふより、訛りてサワダと云へるには非るかと云へり。如何あらむ。官幣宮傳記に、神領桑田郷、内馬上田壹町、三月田壹町、こ見に長光家古文書に、御本山若林山者桑田郷内也こ見に、又宇佐宮大鑑に、築城郡桑田郷田百六十二丁反、

四至東限赤幡社、南限傳法寺境、西限船迫峰、北限熊瀬、大路とも、宇佐宮大鑑に、四至を記せるに依りて考ぶれば、全く今の安武、手長なり、或人は云へり。 あるにて、此の郷の大槻は知られたり。重兄弟云、築城郡の内にて、今、桑

地に非ず、本山に鎮りましし時を云ふなり。

○大野郷。

築城村の東南の方なる中原こ云ふ處に、王野八幡宮あり。王は大を誤れるにて、古は此の邊を廣く大野郷こ云ひしものなるべし。名義は、豐後風土記に、此郡所部悉皆原野、因新名曰、大野郡、と見いたる。同義あるべし。建武四年、宇佐宮放生會記。細男試樂料辨分の處に、九日兩辨分角田、大野、見にたれば、此の頃までには名を存ししなり。角田は今あり。今拵天智天皇紀に、築大野及様二城をあるを、通證に、和名鈔云、築城郡大野鶴木、於與伎與於與比訓通、神武紀及訓與伎用及様二字者如紀伊之例也。云へり。様を伎と訓む例は古事記の水様是れなり。

○鶴木郷。

今は名廢すたれて、何所とも知りがたし。事は大野郷の下に云へり。

○寒田 櫟原 本庄上、傳法寺 松丸 深野上、香樂上、

岩丸 極樂寺 眞如寺 番 馬場 上河内 小原 日奈

古 奈古 小山田 水原 畠中 弓師

々、送太宰府、見いたる弓を、前國云創る者の居りし地なるべし。袈裟丸 安武 舟迫 赤幡 別府

廣末 築城上、八田東、宇留津 高塚 椎田 渕 白

田 越路 坂本 上松 石堂 有安 中村 松江 山本

以上四十七箇村なり。

○築城驛。

今もあり。兵部式に、驛馬五疋を置くよし、見にたり。

○綱敷天満宮。

高塚村の濱邊はにあり。世に椎田天満宮こ稱ふ、是れなり。延喜のむかし、菅原道眞公太宰權帥に成りて下り賜ひし時、當國の蓑島に巡らむご、船にて此處の海を過ぎさせられしに、風

ありて果さず。やがて、濱邊に船を着けて上り賜ひけるが、敷くべき物無りしかば、里人取敢ず舟綱を鋪設の代に敷き參らせけり。後、神託に因りて、舟綱に憩はせ賜へる御像を造り、殿舎を建てて、齋き奉りも由、縁起に見たり。貝原翁の天満宮故實に、筑前國袖湊に綱輪天神ある由見（輪を綱場には綱社啓蒙には、綱場せり）。豊前紀行に、攝津國御影村、同國須磨浦にも、綱敷天神ありと云はれたり。

○岩戸見大明神

傳法寺村にあり、宇都宮家譜云、祭神天照大神、大己貴命、手力雄命、文治元年七月七日、宇都宮大和守信房勸請、社領田河郡添田十三町、筑後國三毛郡安江庄廿一町。

重兄云、舊記に、築城郡傳法寺村、岩戸見大明神宇都宮氏代々之産沙神也、云々、云々あり。

○矢幡八幡宮

湊村にあり。按するに、駿河風土記、鳥渡郡八幡神社の條に、神
護景雲三年九月、太宰神主阿曾丸五畿七道各置譽田先君宮
舍、故此又譽田天皇舊跡也、云ふ事見たり。されば、毎國に
八幡宮を建てられたるものなれば、國史に見ざるは、洩さ
れたるにぞあらむ。如斯て、其の八幡宮は、我が豊前にも宇佐
宮は座ざも、必別更に建てらるべきなり。其は何れの宮ぞ、
云ふ事詳には知り難けれど、何八幡宮某八幡宮と稱すが、甚
多き中に、矢幡八幡宮云へるが、國別にあり。是れ其の宮な
るべく所思ゆ。我が豊前にては、下毛郡高瀬村にも、矢幡八幡
宮はあれど、此の湊村なるぞ、稍古き社地とは見ゆめる。

○赤幡八幡宮

於築起、官幣大神神幸、經路の條云、假ニ宿

赤幡村にあり。古くは本山もとやまに在りしを、中昔、今いまの甲山かぶさやまに移し奉りしこそ。宇幡宮大鑑うはんぐうだいかくに、赤幡社田十一丁、本田四丁、浮免七丁と云ふと見たり。諸、本山の西麓せいろくに、捨竿すてたけご云ふ竹あり。土人どじん、往昔より其の竹の數、損益無ご云へり。事の所由ところゆあるべく

○飯盛權現

寒田村にあり。宇都宮家譜云、祭神、村上天皇第十二姫宮、兼家公道兼公御母也。文治元年四月、宇都宮大和守信房崇之。

法蓮寺

岩丸村にあり。梅洲語錄云、築城郡嵐丸邑有古刹。山曰葛城寺。名法蓮相傳。係法蓮和尚手闢之塲。或曰明應年中之開創。予亦不詳。此二者孰是。

○天德寺

ト本庄村にあり。貞和年間宇都宮賴房これを建て、藏山融澤禪師の開基なり。宇都宮家の累代の菩提所にて位牌なごあり。寺南の高き處に、宇都宮氏の邸蹟ご云ふあり。

○金剛寺

上築城村にあり。應永九年の鐘あり。今は京都郡黒田村天満宮に懸れり。

寒田川

水源眞河内の瀧にて、椎田濱に出でて海に入る。

○小山田川

櫟原村塚の嶺の上に小池あり。清水甚深し。是れ水源なり。水原村なる廣幡山の腰にて、岩丸川と合す。

○岩丸川。

大場山の行曲り云ふ處より出で坂本村の下にて、極樂寺川と合す。

○真如寺川。

國見峠の下より流れ出で、椎田濱に出でて海に入る。

○畠川。

水源眞河内山なり。松江浦に出で海に入る。

○松江濱。

豊前事跡考云。此の浦の鱸魚味甚美なり。故に、松江と名く。出雲國松江の鱸魚も名産なり。云ふ。蘇東坡後赤壁賦云。今日薄暮舉網得魚。巨口細鱗。狀如松江之鱸。本草綱目云。鱸出吳中

○松江濱。

椎田村にあり。或人安岐湊は此の濱なり。云ふ。附會の説なりかし。此は豊後なる事疑ふべからず。

○傳法寺村楠木。

甚々古木なり。大きさ十圍二尺あり。宇佐宮一御殿造營の時、此の木の本にて手斧初の式あり。宇佐宮寺造營日記云。一殿査始、豊前國築城郡傳法寺、河内御堂所之楠在之。供奉役人等、宮行事三人、少宮司光世、惣辨官永房、左執行親身、祝毘沙童丸、權祝、頭書生、御杖人三人、陣道、長御前書生、若宮神主二人、陰陽師、權陰陽師、大々工大神貞内、總大工満助、引頭、

一幅額凡絹御供米祭料并柴摺布酒肴者、郡代吉岡大炊助種俊、

勤其役畢、

一當日、臨時御殿二字造之、以檜葉葺之、大宮一字、三間東向、若宮一宇、三間南向、先以竹麻奉清靈木之後、令清祝大工竣等也、社之御前之楠木、三復伐始之、其後酒盃也、應永廿五年戊戌八月廿七日、刻柾始之儀式、大概如斯、重春云、貞觀儀式の大嘗宮條云、稻實ト部率造酒童女云々、爲採内院料材向ト食山、勤祭

工匠次之、訖歸來さある、是れ柾始あり。

彦山の神、いたく惜みて、追ひかけ給ひしれば、此處に捨て給へり。されば、宇佐神木にして、昔は彼の社造營の時は、必此處に行幸ありて、此の木を、少し削り取りて、其の斧立に用ひられきと云ふ。古の行幸の跡さて石を高く積み上げて、賢木なぞを植ゑたり。云々

荒庭の説なめれ、参考に掲げつ、

○宇都宮家墳墓。

前記の天徳寺にあり。宇都宮常陸介長甫、民部少輔鎮房、彌三郎朝房等の奥墓累々ごして、立てり。

○大野小辨墓。

下香樂村の山上にあり。是れは黒田家の臣にて、宇都宮氏ご戰爭の時、高橋平大夫等と討死せし人なり。此の合戦を土人は峰合戦と云へり。委しくは、城井谷物語に見たり。

○茅切山城趾。

本城村にあり。宇都宮記云、民部少輔宇都宮鎮房、父曰常陸介、法號曰長甫、嫡子彌三郎、諱朝房、先祖曰大和守護信房、粟田關白道兼五代裔也、文治元年、爲豊前國守護職、居于築城郡城井郷、文曆元年八月二日信房卒、壽九十九歲、其子曰景房、子孫相續十八世、而至鎮房、天正十四年、日向國有土持某者、叛大友宗麟、而屬薩摩、大友起兵擊之、鎮房援之、將出兵、請命于豊臣公、公以仙石權兵衛爲將擊薩摩、島津發大衆拒之、大友仙石等戰無利、退保府内、島津乘勝圍城危甚、此時鎮房有病不能援、同十五年三月、豊臣公起大軍、自將擊島津、三月十五日、至于小倉、島津引

兵而退、公進軍至于府內、鎮房有病不能從、乃使其子彌三郎朝房從軍、五月七日、島津降九州平、豐臣公以伊豫國封朝房、印書以賜之、朝房拜之、歸告其父、鎮房曰、自後鳥羽院賜勅、及賴朝義滿兩府、授敎以來、豊前爲我、封國、願領是國、伊豫非所望也、朝房不得已以鎮房之言告毛利小三治、後稱豊岐、小三治以朱印納之于公、七月三日、公歸至于小倉、命以豊前國企救田河兩郡、封毛利勝信、以京都仲津築城上毛下毛宇佐凡六郡、封黒田甲斐守、於宇都宮父子無所封、朝房謀之、勝信、勝信曰、當居我封内待後日耳、乃以田川郡赤郷白土櫟原成光三村、與之於朝房、七月九日、去城井城移于赤郷、甲斐守以大村助右衛門爲留後、居于寒田溝口之宅、數年之朝房與其父謀曰、我輩幽居于此、竟爲毛利之麾下也必矣、勇士豈可無所爲、而與艸木同朽哉、須逐出大村助右衛門保故城、黒田來攻、則唯死戰而已、鎮房從之、即率其士

卒、遂助右衛門保城井城堅守之、十一月、毛利輝元使勝間田彦六左衛門率兵援黒田、其兵相合、凡二萬人、陣于岩丸山、朝房伏兵于谷中、黒田、大野小辨爲先鋒、勝間田彦六左衛門爲大將、長政進兵登山、伏兵俄起、左右突戰、黒田、兵陷深谷、敗死者凡八百六十四人、城兵壇田内記、擊小辨殺之、彦六左衛門爲新貝次郎所斬、長政敗衄、唯與八騎遁、城井谷物語云、大野、勝又、討死して、本陣の前後左右敵の軍兵満々たり。長政、今は叶はじと西向うて逃げ退く、其の勢僅に五十騎ばかり、前後左右に取りついみ、駒に鞭うち落ちて、宇都宮に名を得たる緒方池水進、白川、渡邊の若者ども跡を轟ひて追掛けたり。田殿源恩の者とおぼしき侍七八騎返し合せ、討死す猶のがさじさせ追ひ掛たり。或は五騎、或は七騎返し合せ、討死しける間、主従三騎、漸くさば見村まで落ち行く。云々。宇都宮の中にも渡邊與十郎、波の平の太刀ひらめかして、谷を廻つて向ふより、討つてかいる。黒田殿源恩の者とおぼしき侍七八騎返し合せ、討死す猶のがさじさせ追ひ掛たり。或は五騎、或は七騎返し合せ、討死しける間、主従三騎、漸くさば見村まで落ち行く。云々。宇都宮追ひ討ち仕り、只今、罷り歸り申候。云々。城兵追之、逃入于馬嶽、城、城兵等皆曰、是夜襲討長政、則必有利、朝房曰、我於長政無所讐、唯欲保城而待公命者也、命士卒追至櫟原黒岩而止、益嚴守備、而堅守之、長政自馬嶽、

入廣津城、重春云、廣津城は、今の中津城なり。以三宅三大夫爲使乞和、鎮房不許、秀吉公、竊命長政謀之、陽請以鎮房之女嫁長政、且賜之以印書曰、與封邑如故、三大夫持之來告、於是、鎮房其長臣等皆說、長政贈之以金帛、使者往來、終結驩如水、父子請鎮房父子至其館、既赴日爲期、秀吉又命朝房至肥後治佐々氏後事、父子之意益說、以爲公之命我恩寵之至也、速治裝赴于肥後、孝高又遣使言鎮房、會面如約必來駕、鎮房辭以朝房至肥後歸而後相會、孝高又請曰、會日既定、告之于公、或變其約、則公之意如何、於足下非所宜也、於是不得已、而鎮房至于中津、長政迎之、預命諸士饗給經營、鎮房從臣松田小吉時、十六歳在席次、於是、諸士振鋒殺鎮房于席上、鎮房起所手殺凡十九人、終死、實天正十七年己丑四月二十日也、是日、朝房過小柴驛肥後地伏兵乍起、殺朝房、從者皆死、孝高至城井、召其老臣池永善左衛門、告曰、鎮房父長甫及女弱輩、

所罪雖然、有公命可至于斯、乃相率而歸、朝房夫人有所懷、故竊以侍女代之、朝房有二女、遺腹之子爲男云、鎮房至中津從臣之數、其姓名不詳、曰渡邊右京、曰渡邊與十郎、予が渡邊家系には、與吉、那宮家に屬せり。與十郎は重國の弟也。字都曰松田小吉、曰遠藤吉兵衛、曰神崎三郎右衛門、曰遠藤源兵衛、曰石井清右衛門、曰中野次郎作六右衛門、曰權大宮司右衛門、曰津留與左衛門、曰小袋大内藏、曰碓井藤内、曰野田新助、又云、小塙、則松、白河、屋那治、橋本之五人、在從臣之列、城井谷物語云、城井の侍二十三騎、龍のあれたる勢ひに恐れてさつて、逃げあれば、松田左馬助、大音揚げ、我れ等、古郷に立ち歸り、籠城せざるかたなく、討つてかかるを得たりやあふき死物狂ひに、おばしさへて戦ひしに、すにはだの働き、力なく、かり家の外にて、二十三騎うち死す云々本朝武林傳云、城井某據城井谷干壇城以拒如水、如水出於軍圍攻之、後藤又兵衛、野村大學等、爭進欲入城中、爲其地也、岩嶺磧歷而奇、正夫不可列也、城兵放火炮殲人若干也、終不利、己而欲退避軍士、城井從銳卒出戰、其勢不可

當如水軍墮干陷地垂危後藤野村爲後殿敵兵見後藤着猩々皮羽織大呼曰後藤何不死哉怯弱可以笑利兵急迫黑田軍大亂黑田美作栗山備後等血戰而得收軍他日如水乞和以其女嫁城井城井爲述婚姻之禮至中津如水豫謀使勇士殺之城井家臣驚亂入營中戰而悉死重春云黒田の女を城井に嫁すと云ふ

或記云豐前一萬五千町宇都宮領之内三百三十三町爲宇佐神領又九百餘町與親族十六人

宇都宮家譜云當家下賜綸旨寫

今度九州被相鎮數度軍功達勅聞九州之武將勅許并豐前國一萬五千町内九千七百廿余町可令自領者也舊領六ヶ所者可任先規事綸旨被仰出候其旨令存全仁情可被令靜謐仍執達如件

文治元年九月五日權中納言親利

宇都宮大和守殿

賴朝公より當家賜

九州之殘黨悉被捕鎮之條智仁勇之至感不斜因茲豐前守護職加後勤所也全可被靜謐仍狀如件

建久六年五月十六日 賦
賴朝

宇都宮大和守殿

重兄云豐前宇都宮氏興亡のあらましは右に掲げし宇都宮記にて著けれど當國に關係深き名門たるを以て其の系統を述べんに宇都宮系圖に云ふ關白藤原道兼其子中納言兼隆其子中宮亮兼房次石山寺座主宗圓其子宇都宮宗綱次宇都宮宗房宇都宮朝綱其子從五位下兼仲其子備後守宗房宗實子其子宇都宮大和守信房從五位下法名道蟲建久六年五月爲豐前守護職云々次宇都宮政房山田中間祖也其子成恒太郎昌俊中間三郎次西郷刑部左衛門尉業

二十一

政自建久三年八月二日供奉、監政家、其子右兵衛尉有家、其子左近將
岐守景房從五位下法名道友、安貞二年七十六歲卒於鎌倉、次刑部業俊、信房子、宇都宮壹
次宇都宮次郎左衛門尉有房、次如法寺信政、次宗信、次又太郎秉信、
其子三河守範房、其子房長、建久二年、宇佐郡内百町道房苑行之

信政。子新左衛門尉資信、其子太郎左衛門尉信定、其子又太郎
盛信、其子肥前守公信、次仁信冬、次良信言、字都宮壹岐守景房。子、宇
都宮左衛門尉信景、從五位下、左衛門尉、延久五年、九州、四頭奉行、其
後拜定衆、賀始二年、於蘇曾利正、法名義興、云云、次仁家房、

次參河守行房、信景子宇都宮薩摩守道房、從五位下、許定衆、法名尊鑑、後名可泉、建治元年二月廿六日卒、七次太郎左衛門信範、次三郎範景、次四郎範資、道房子宇

都宮大和守賴房、從五位下、評定衆、九州四頭奉行之隨一也、法名道曉、正慶二年七月朔日卒次太郎左衛門盛房次次郎左衛門經房、貞和六年二月屬將軍任伊豫守次八郎道氏、屬官軍次九郎實景、道房、宛行、須房子、字都宮常走介多岡、正四位下、評定衆、法名宗閑、曆應二

三日、於京都卒、七十歲、云々、冬綱、延文五年八月、於筑後國鰐坂陣、與官軍合戰、次薩摩守豊房、次能登守仲房、次周防守公景、次中務少輔師房、次參河守隆房、延文五年、夙官軍於筑後鰐坂合戰、討取少貳忠資、松浦

吉種、佐志將監等、於陣中戰死、年卅一、同年十二月、嗣子、字、部官常圭、中務文

征西將軍伊良爲忠三陸房之忠魂崇祭明神也。名綱子。常陸介少輔。大和守親綱。豐州驛館川。大將。其子兵庫助重信。次宇都宮常陸介。少輔。家綱。從五位下。法國合戰之時。風官。名義安。母者。卒。六十歲。次城井出羽守。助左馬房。

家、於田川郡香春合戰、以一千五百人勢切守、從五位下、其子宇都宮常陸介直綱、幼名綱、三耶、攝磨守、從五位下、前博多、討取蒙古大將、及切取唐船家士多、其子宇都宮主馬力、有直、其子宇都宮

其子宇都宮良部少輔家信次守者宮左馬助守直其子宇都宮良部少輔家信次守者宮左馬助守直其子宇都宮常陸介秀直從五位下法名安永文明十八年二月五日卒八十六歲之從五位下法名宗仙前云興房江州御陣之左將也永正六年十二月卒八十六歲次日向

守直重、秀直子宇都宮豊後守正房。左馬助、從五位下、法名承永、文明八年四月十日生、母者大内義隆女、云々、義

將出陣天正十七年四月廿二日卒于三河郡宿

四月廿三日、依殿下之命於肥後國被殺。朝房子宇都宮治部左衛門朝末、
初瀬左衛門、云々とあり、これは本文を聊省略して、引けるなり。

又云、太宰管内志云、宇都宮氏、初、仲津郡城井郷に、數代居住せるを、後に築城郡本城村。城に居て、城井谷奥なる木江を以て、詰城ごすと云ふ。故に、城井氏とも云ふなり。初、數代の間、當國の守護たるに依つて、端城多く、幕下にも大家あり。

重兄また云ふ。豈國紀行にいふ。茅切山は、城井谷の内、本庄村の西なる山なり。山上切立たる如くに見ゆる故、名付けしにや。茅切山より寒田迄、二十町許あり。寒田村は谷中狭立けれども、民家處々に多し。是れより仲津城へ六里、馬ヶ岳へ四里、築城へ三里余、小倉へ十一里なり。凡、城井谷の内は、石多くして、行くになやめり。赤旗村より、奥キノカウ屋敷へ一里餘、傳法寺より上は、谷の内所々にまがる。云々。谷の南に、三四町行けば、東の谷川より、猪東の方に溝口といふ寒田の支村あり。民家數區あり。東の山より溝川流るる所段の入口なり。其の少し東の方に、城井氏(即宇都宮氏)が、常に住みし宅の跡あり。廣さ八九ばかり、西の川の兩岸、屏風を立てたるか如く、是れ城井氏が險要なり。橋無くば、大軍をさいへども、渡る事能はざる所あり。云々。近年は橋無し。岸を烟り穿ちて河より登る道籠る所なり。入口は、大石有りて門の如し。其の口二間ばかり。宅の四方は、皆、大なる岩岸にて人の下り通るべき所にあらず。入口をかたく防がば。百萬の兵といふさも攻む可からず。誠に比無き要害なり。寒田より、甘町ばかり奥に行けば、谷の左に廻りて、東へ行く。キノコウ屋敷は、谷の奥のはてなり。云々。云々あり。これにて、宇都宮氏が代々割據して、

○元山城趾。

赤幡村にあり。城主未詳。

○淵上寺城趾。

同村にあり。城主未詳。

○野中城趾。

八田村にあり。萬田左近居る。宇留津の城主賀來外記の旗下なり。

○別府村城趾。

別府太郎居る。天正の頃は、黒田家の旗下、時枝平太夫居る。

○宇留津村城趾。

潤津日向守高衡居る。後、加來新外記の子、孫兵衛元邦居る。後、毛利勢并に黒田勢より攻め落されたり。

中國兄云、豈前軍記略云、天正十四年冬、秀吉公先手小早川隆景、吉川元長、吉川經言等、引率
像氏景率三千五百餘人、駐加于中國勢、此時、馬岳長野三郎左衛門爲降人、加黒田手、賀來一
類、櫛籠千築城郡宇留津城、於是元長景遣使勸降參、加來與次郎同新右衛門同孫兵衛
等、父入道專頤爲人質、在高橋居城賀春之間、不可降參之旨返答、依之、十一月七日鶴鳴之
比、中國勢井黒田長野宗像等、都合二萬八千餘騎、打立松山、同日辰刻、著陣于宇留津此城
東者海水也、南北之間者深田也、依之、黒田、長野、自南方、小早川、自北方、吉川、自西方、各分陣
押寄、此時元長、經言、因父元春之病氣、自松山引退、小倉於宇留津之攻口者、爲元長之名代
遺宮庄太郎左衛門春實云々、所討取之首、一千餘級、所燒死者不知、真所生處之男女四百
餘人、悉磔之、於是黒田入賀來、二人首於桶、記討取者之姓名送之大坂、同九日諸軍皆入松
山城、云々。

○廣幡山城趾。

廣末村ニ水原村との堺にあり。宮原忠將築く。後、城井民部修造して、爪田讚岐守春永を城代に置きしに、黒田家に内通し、城井城への嚮導せしこそ。

○築城村城趾。

別府太郎、同次郎居る。

○馬場村城趾。

宇都宮播磨守居る。後、八屋尾張守宗鎮居る。弘治二年四月十八日、大友宗麟と松江浦福間が江に戦ひて死せり。

○畠村城趾。

世良田大膳大夫居る。後、宇都宮の抱城となれり。

○角田村城趾。

則行主計頭居る。後、中八屋刑部丞宗種、一族居る。

○極樂寺村城趾。

應永の頃、鹽田彌十郎、同兵部居れり。

○大平城趾。

寒田村にあり。宇都宮の抱城なり。今、宇都宮の屋敷跡存れり。

○傳法寺村城跡。

宇都宮鎮房の塞^{さへ}に築きしなり。湟、土居なご、今も存れり。

○傳法寺村城跡。

傳法寺兵部大輔貞隆城井家臣居る。

○鹽田城趾。

西八田村にあり。元暦の頃、緒方三郎築き、一族賀來太郎惟義を置く。其れより賀來氏世々守る。

○鳥越山城趾。

中村にあり。中村何某居城。

○高塚村城趾。

衛藤氏居城。

○小川内城趾。

本庄村にあり。城主未詳。

○堂山城趾。

同村にあり。城主未詳。

○勝山城跡。

同村にあり。城井の出城でじゆなり。

○眞如寺村城趾二所。

城主未詳。

○古戦場。

天正十五年、黒田家并に毛利家の討手、宇都宮氏ヒ合戦ありし處は、岩丸山とて、水原村なる廣幡山より、峰尾の方にて、城井の本城に續ける地なり。先陣黒田家の將大野小辨正重、討死せし所を、白岩しらいわと云ふ。今、纔に一片の碑あり。土人ヒト小辨堂ヒトタタタラと稱す。二陣毛利家の將勝間田彦六左衛門、討死せし處を市道いちぢゆと云ふ。土人勝間田越ヒトタタタラカミタケと唱へり。

豐前志七之卷

故渡邊重春著
男渡邊重兄校

上毛郡郷四、村七十三、

和名鈔云、豊前國上毛、美豆

續紀、天平十二年、廣嗣の亂の處云、豊前國上毛郡、擬大領、紀宇

麻呂等、三人共謀、斬賊徒。首四級、筑後風土記云、豊前國上膳縣、

重春云、上毛を、今、カウゲシ唱ふは、音便に崩ビづれたるなり。

或人が所藏せる正安四年の田地沽渡證文には、下毛をシ
モツミケシと書けり。然れば、上毛をも、其の頃までは、カムツ
ミケシと正しく唱へりし事、著し。扱、上毛、下毛シ郡を、上下に
分ちたるは、稍、後世の事にて、往昔は、美毛郡シ云ひたりけ

む。そは上毛、下毛の郡界を流るゝ河を、景行天皇紀に、御木川おぎとあるにて知らる。惣べて、上下前後の名、郡國にあるは、後に別ちたるものにて、豊前、豊後は、本、豊國なるを、前後に分ち、上野、下野は、本、毛野國なるを、上下に分てる類、皆同じ。猶、美毛みけの名義は、下毛郡、大江社の下しもにて云はむ。

或記云、細川家より御引渡の高、上毛郡、三萬五百七十石八斗一升六合一勺一才。

○山田郷。

今もあり、鳥越、四郎丸村の近隣あたなを、惣べて、山田郷さんたと云ふ。

○炊江郷。

定村翁じょうが『八屋驛の西なる鈴子川の水上に、炊江かまくらと云ふ處あり。鈴子も、炊江の漢音すいこうなるを訛れる成るべし』と云はれたるに從ふべし。或人は、今、下毛郡に屬きたる證江繩手じょうこうはなて。

○多布郷。

上毛郡に屬きたらむ事、覺束おぼつかなき地なるをや。重兄云、或人は鳥越に行く處の右の方ひくき處を、楓木江と云ふ。此れに則、炊江の名残なる可しこと云ふ。此

今、唐原村とうばると云ふあり。是れなり。古くは、多布原たぶはらと書けるも見ゆ。宇佐宮寺造營日記、應永三十年の處に、御鶴羽屋の事、云々、御材木は、野仲郷役也。作料以下の雜事は、封戸、弁分、弁得富名。所役也。と見わたる得富は、多布たぶを訛れるべど有りける。定村翁の田淵村を多布の訛れるならむと云はれたるは當らず。

重兄云、或人は多布を、於保保おほほと云ふ。よみて、今の大村といふ。村名に、いかりありげに、脱きなすも、當らぬ脱にう有るべき。

○上身郷。

今は詳ならず。中昔より、廣津、直江、小犬丸村の近境あたまを、廣く吉臣郷よしじょうと云へり。此れに因りて考ふるに、上身の上うへは、吉の字の

畫の脱ちたるにて、よしみの郷なるを、吉臣とも書きて、よし
みご訓めりもを、中臣、豊臣。云ふ言のあるより、よしとみご
云ひ倣はせるには非るにか。是れも、やゝ古くよりの事にて、
宇佐宮寺造營日記、應永廿七年放生會の處に、上毛郡吉富郷
ご見にたり。豊前神跡圖考に、古表宮の西に、皇后石ご云ふが
あるを遇合。石ごとして、其れに附會の説を加へて、上身をうへ
はらみご訓めるなどは、捧腹に堪ねたる説なり。定村翁は『八
屋の東南に、上道と云ふあり。是れ上身を訛れるならむ』と云
はれき。されど、此れは八屋より宇島を経て、中津に通ふ道の
下の方にあるに對へて、上道ご云ふなるべければ、取り難し。
何れにも、此の郷は上に云へる邊なるべくぞ覺ゆる。

鳥居畠 徒瀬 岩屋 大川内 川底 川内 下川内 山

藥師寺。矢方。尻高。緒方。安雲。成恒。富田。皆毛。
小石原。三毛門。沓川。久松。三樂。恒富。小犬丸。市
丸。清水。西梶屋。六郎。岸井。廣瀨。久路土。東。塔田。
才尾。今市。吉木。野田。八屋。荒堀。大村。四郎丸。
鳥越。赤熊。森久。友枝。上。西友枝。大人。土佐井。原井。
百留。唐原。下。垂水。幸子。宇野。廣津。鈴熊。
宇佐宮寺造替日記
之由被仰出畢同十一日當社靈動す此段鈴熊へ注
進云々と見いたり屋形とは大内家を云ふなり。

此れ郡府の有りし地にや。國府の本
府なるに對へたる稱なるを思へ。
大瀬 今吉

以上、七十三箇村なり。

○八幡古表社

吹出高濱にあり。祭神、息長帶比賣命、虛空津比賣命なり。
古事記云、

御託宣始被行放生會昔大隅薩摩隼人降伏之時奏伎樂於戰場今又表古彫木像云々自廣津洲崎重春云俗に古表崎と云ひ亦伯母是れ如く思ひ誤りて尊稱をさへ加へて伯母神おばのかみに座云ふより古表社の伯母神おばのかみに座云ひ習はせり今は石祠立てり。猶古表崎の下に云ふべし。八月十三日神輿及傀儡子奉乗船到和間海上重春云宇佐寄藻川の流未水崎村の海邊なり。奏細男伎樂悉く表舌之形體也奉稱古表社永應廿七年宇佐宮寺造營日記放生會の處に古表船二艘一艘は上毛郡吉富郷所役也さあり古表船二艘とは一艘は今の古表社。一艘は下毛郡伊藤田村古要社なり古要民屋火災餘煙及古表社神官早來奉出神體奉置于氣長大神宮之相殿其後無造營故合祭本宮而奉申八幡古表社奉號八

幡宮者、爲八幡三所之一神也。

重春云、細男舞の事は、宇佐宮縁起に、皇后將征異國、于時、白髮老人來奉導曰、磯鹿島有安曇、磯良者、宜召之。借于珠滿珠、を於海神、若得此珠、則三韓自服矣。皇后曰、如何可召、老人云、此童愛細男、舞又名男良舞、爲之便自來。皇后曰、誰爲之、老人言、使供奉人奏音樂、翁自舞之、既而舞、磯良忽化舞人、姿着淨衣、踏皮脰巾、掛鼓於頭、以袖掩顔、乘龜甲自海中出、皇后乃使妹豊姫今云、虚空津姫命、のまたの御名也。與磯良至海神宮、借得二珠、於是投此珠於海、而三韓降伏、と見ゆたるそ權輿には有りける。神功皇后御傳記に『志加海神社は、大綿津見大神鎮坐、云々、此の神の磯童といふ人ご化りて、御枕を取りましゝなごいふ俗説の、物ごもれ多く見ゆるも、さる由有りてなるべし』と云はれたり。然るを、養老五年、大隅薩摩の隼人等が叛きし時の、

見^たたり。宇佐宮の御魂代^{なまし}を神輿に乘せ、彼の國に行幸なし奉りし事あり。放生會記に其の時、此の伎樂を用ゐて、敵心を盪^ほかし討ち亡ぼしうに據りて、放生會にも行はれし趣なり。かくて、放生會も年久しく絶^{ゆき}て、唯細男舞のみ宇佐宮また、古表古要の二社に存れり。

其の舞の歌の宇佐宮に傳はれるは、

一、いやあ、いそぎゆきはまの瀬額で身を清めいやあ○いや身を清めひさめ
の神にいくいやつからまつりせぬいや
一、いやあ、よき馬によき鞍あきてたづなかけいや○いや手綱かけ朝日にもむ
けていや神をせうするいや
一、いやあ、出雲にはかれはあれども鈴し鈴すいや○いや鈴しいすから金鈴
がいや神はよろこぶいや
一、いやあ、御許(オヨト)には聞るやすらむちはやゑのいや○いやちはやゑの
あしろの濱にいやよするしらふみいや
一、いやあ、宇佐の御宮をくろの山はみれみたれ鈴もおもしろきいや山のに
ほひういや
一、いや若宮のよりはめいくつひだり八ツいやひだり八ツ右は九ツい

や中は十六いや
一、たづのいつ演の眞砂の數よりも〇數よりも猶久しきは神のみ世かな
けんばい
一、宇佐の宮小ぐらの山のいはれにはいゝまさり末ぞ榮ゆ
一、宇佐の宮のおしくるやうは
一、宇佐の宮のおしくるやうは

此の古表社に傳はれる歌は、
一、國の長(ナサ)のおしくるようおしくるやう宮のをさのおしくるようおしくる
るやう宇佐の宮の小倉の山の岩れなる五葉の松の末が榮ゆる末ぞ榮ゆる
千世の千世の姫松の姫松の末が榮ゆる末が榮ゆる
二、國の長のおしくるようおしくるようおしくるようおしくるようおしくる
う吹出の濱の濱姫のうしはける並立松(ナミタツマツ)の末がさかゆる末が榮ゆる
榮ゆる千世の千世の姫松の姫松の末が榮ゆる末が榮ゆる
ご歌ふなり。此の歌ともは誤無し。稍古くよりぞ傳はり來
つらむ。榮花物語に、「御靈食の細男の手拭して頬くしくしたる心地」と云ふ事あり。
古表社なるも、さる狀の舞にぞ有りける。類聚國史に、貞觀十六年、太宰府

住吉社。市杵島社。諫訪社。得達社。四十神。何れも末社なり。四十神は本社の合殿にあり。

外宮趾。

社地の古圖を見るに、本社の東南の隅にあり。今僅なる小山あり。其處にても有りぬべし。

吹出濱。

夫木集云、『秋の夜はさぞ寒からし浦風の吹出の濱の千鳥鳴くなり』鷹司院司『秋風の吹出の濱の濱姫は夜寒になれや衣かたしく』平祐舉

日野大納言枝卿歌『追風やふきでの濱の朝ぼらけごまりを出づる千舟白船』(此の歌を書かれたる色紙家藏せり)

菱池。

此の濱に筆草さくと云ふもの生ひ出づ。實に筆にも用ひるべき品なり。我が師の神世には、蓮如筆云ふよし見いたり。北國にては、重兄いふ曾祖父重名、嘗て中津八景といふを撰び定めて、當時名ある人々に歌うたいも詠よくさせし吹出濱の作の一つにこそ。

古今六帖第十一に『豊國の菱の池なる菱の根をどるとや妹が袖ぬらすらむ』と見たり。是は萬葉集なる『豊國企救乃池奈流菱之字禮乎採跡也妹之御袖所沾計武』と云ふ歌なるを、當國に菱池と云ふも、素より有りし故に、引き誤れるものなるべし。重兄云、此の池、今は埋めて田となせり。

古表崎行宮。

傳記云、廣津洲崎建社奉安置神牀并四十箇木像、自此有古表

崎。名後有神託曰、今我居須所狹志、氣長大神宮乃邊仁遷理居。牟事乎願布者、以此神託遷本宮之西、而以爲氣長大神別宮。重春云、此の宮廣津村にあり。俗におはさま宮と稱ふ。由は古表社の下に云へり。扱往昔、宇佐宮放生會有りし時、古表社の神輿を、此の崎より船に乗せ奉り、船は小祝浦。故に和間濱にも、古表伶人等、細男舞を奏せしなり。放生會記に詳なり。和間濱に行幸ありて、崎シ唱ふ處あり。如是て、世の亂に遇ひて、宇佐宮も甚じく衰へ、放生會も行はず成りにたる。後は、古表宮、此の洲崎より、船にて垂水村の川原に行幸ありて、放生會の式を行へりき。今、垂水に古表社の御船入、また、市場なご云ふ處あるは、この故なり。さるは、上古は垂水の邊まで、此の社の神領なりし由にて、今も、彼の村の田の字に、古表田シタマと稱ふありて、毎年の御祭に作初穂ハサヒとて、糲コムギ或は春米など必調進せり。

○宇賀神社。

小犬丸村にあり。天正の頃、中津城主黒田長政、城井城主宇都宮鎮房を討ちて、其の女千世姫千世姫、長政の室となりて、中津にありしなり。及、女房廿四人、残なく、小犬丸の川原にて殺したり。然るに、其の處に、一本の松ありけるが、其の松に數奇瑞ありきと云ふを以て、社を建て、千代姫、女房等の靈を祭り、宇賀神と稱せし由、宇都宮鬪諍記、城井谷物語等に見たり。此の千代姫の獄屋の中幽囚られし時、工匠の物作る音を聞きて、何やらむと番の者に問ひければ、機の木を作り侍り答へけるに即て、「中々に聞きて果てなむ唐衣誰唐衣誰、かはれがためておる機ものゝ音」と詠まれければ、如水も聞きて、さすがに哀とや思しけむ、刑罰猶豫あるべしこて、暫其の沙汰無なかりき。ごぞ。重兄云、元祿十五年四月、廣津村城井氏の息女の塚より兩足の蛇退ひ出でしを、役人等打ち殺して、時の城主小笠原長圓に上りしに、長圓それより心地たひならず病まれ人々には彼の息女の祟ならむさて、祠を建て、宇賀神と云ひて、其の靈た

○牛頭天王宮。

垂水村にあり。六月七日、八日、祭禮なり。八日、鷦鳴より、近里の諸人參詣し、里人の苦木クサキの枝を賣るを買ひ、持ち歸りて門の戸に挿すなり。然すれば、必、疫癘の災を避くこと云ひ傳ふ。

○宗像八幡宮。

鳥越村にあり。祭神、三女神、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后なり。相殿に、住吉大神を祭れり。然るを、三代實錄に、貞觀二年冬十月三日己卯、授豐前國正六位土大富神。從五位下ミ見たり。據りて、近世相殿に大富神を齋イハき奉りて、播紳家の扁額へんがくをさへ懸けたり。古縁起には、大富神と云ふ神名見らず。重兄云、同

住吉等兩宮而後遇千回祿、合祭十社於一宮久矣。云々、白鳳壬申秋、寶永二乙酉、横武行次有神託、新添八幡、文曆元年、本宮回祿、仁治元年十月、本宮造營成云々。又、應永十一年甲申九月五日。

○石清水八幡宮。

黒土村にあり。縁起を見るに、古くは、白旗杜に在りしを、神告に因りて、今之社地に遷せるなり。境内に清水あり。一夜の間に湧き出でたり。云ふ田の字に、二月田、三月田、四月田、六月田、霜月田、猿樂田、鈴田、神子畠、修覆田など、云ふあるは、皆、昔神田なりさること。

○求菩提山權現。

求菩提山は、岩屋村の内に在り。豊鐘善鳴錄云、釋行善、不知何許人也。重春云、續紀云、養老五年六月戊戌、詔曰、沙門行善、真笈遊學、既經七代、備贊難養老初抵豐前州求菩提山、自縛茆茨靖居人外、求菩提山、素大已貴命所爰也。善、初陟山、有一童子、釘一盂飯、擎來侑之、善知是

天童而祇受焉已而登絕頂詣靈詞致敬持咒時有一天女放光降於空中告善曰我是白山權現也前贊越智泰徵顯跡于天嶺今復爲助汝遙來到神嶽汝獲得妙法應化度衆生善不覺五體投地禮敬喜躍乃就上宮奉安其靈儀山中有五石窟俱不測之靈區也云々名寺曰護國以鎮護國家也重春云天童天女の事は例の説氏が妄言なる事は云ふも更也又云釋賴嚴豐前州宇佐郡辛島村人姓藤氏赤髮將軍之後裔也云々保延初回豐州適求菩提山訓誘衆徒興隆其廢遂建寶塔造佛像云々又嘗命工鑄銅版豎五寸横一尺三十二枚雕書法華八軸於其背面寘諸獄之寶宮其字畫縝密筆鋒精妙固非凡庸之爲也康治元年八月念四日抵宇佐郡妙樂寺入右壇唱滅焉重兄云求菩提山記云上宮東向神殿板五間三間板云々顯國玉神白山權現及二童子十五童子祭之社數大小七中宮有役行者堂下宮有山王社大行事社山王爲北山殿北山殿神殿三

間四面銅葺拜殿五間三間板葺各東向也勸請山王廿二社云々

又云豐前紀行にいふ求菩提山古は七堂伽藍備はりし由にて今も其の跡有り寺を護國寺といふ今も僧坊百二十區有り其の内清僧二三坊あり其の外は皆山伏要帶なり

鬼神社

權現社の末社なり西田直養翁云筑後風土記に古老傳云當雄大迹天皇之世筑紫君磐井豪強暴虐不偃皇風云々官軍動發欲襲之間知勢不勝獨自遁于豐前國上膳縣終于南山峻嶺之曲於是官軍追尋失蹤と見れたる上膳縣は上毛郡にて南山峻嶺之曲は求菩提山を置きては外に有るまじければ鬼神社は磐井の靈を祭れるなるべしといへり重兄云求菩提山緣云鬼神社云云あり古きものとは見られどなほ傳説によりて記載したものなるべく合するところ有りて面白し。

但、磐井の事は、繼體天皇紀、廿一年の條に、筑紫國造磐井、陰謀叛逆、猶豫經年、恐事難成、恒伺間隙、新羅知是、密行賄賂于磐井所、而防遏毛野臣軍、於是磐井掩據火、豐二國、勿使修職云々。十二年冬十月甲寅朔甲子、大將軍物部大連鹿火親與賊帥磐井、交戰於筑紫御井郡、遂斬磐井、果定壇場、見にて、風土記の説とは異なり、果して何れか是なるにや。

宇都宮家譜云、上毛下毛二ヶ所十九町、求菩提山大權現令寄附、建仁元年辛酉十一月朔日、景房、

宇都宮記云、天文年中、求菩提山番鹽田内記吉重、

重春云、此の山の名を求菩提と云ふ事は、葉椀を覆せたる状に、山の容の類たれば成るべし。葉椀は、和名鈔に『葉椀、保天』大嘗祭式に『凡供神御、雜物者、大膳職所備、多加須伎八十枚、並居葉椀、久^昔覆以笠形葉盤^{比良^{空穂}}、空穂物語俊蔭の卷

に、『さまぐ』の物の葉を、くぼてにさして、椎栗柿梨芋、野老なごを入れて、云々なご見たるを思へば、柏葉、或は荷葉、其の餘の木葉を、多加須伎などに敷くには、然ながら、用ゐもし、又、椀の如く中窪く刺しもして、物を盛りしものなり。余、我が中津の田舎にて、掌に飯を入れて食ふを、手窪食^シ云ふも、窪と云ふ意は異なることなし。されば、葉椀を覆せたる状に似たるよりの名義なる事、知られたり。

神護寺

此の山に在り。天台宗にして、聖護院の末派なり。僧坊百二十區あり。拔西田翁は、此の山に古器の甚多くを以て、當國の法隆寺なり。云はれけり。實に、古器は、甚多くぞ有りける。年月を記さる古器は數ふべからず。西田翁の金石年表に載せられたるは、左の如し。

保延六年經筒。久安六年經筒。(正兄云、此の二つの經筒は、文化六年三月に求菩提山の土中より出土でたるし)。曆應二年金鼓。永德二年鐘。享德三年舍利塔。文明十年佛器。明應五年碑。天文五年金鼓。同廿三年碑。永祿八年碑。天正十七年碑。慶長五年佛器。同十年碑。重兄云、當寺へ大内義隆よりの下知狀に『豊前國上毛郡求菩提山護國寺領別而以敬心之儀令停止守護使入部訖者彌可被抽祈禱之精誠者也。雖如此若於現非法者可改下知之狀如件、享祿貳年十月四日周防介多々良朝臣花押』と有り。又、應永廿六年の大内盛見下知狀なごも有り。

○松尾山。

友枝村の内に在り。豊鐘善鳴錄云、釋能行不知何許人也。嘗隨法蓮和尚于彦山般若窟精研行法。神龜五年春登豊之松尾山。在絕頂巨松之下得一瑠璃壺形如寶珠而其中有藥色謬者。以

爲是白山神授乃感歎祇受使病者服其患立瘳。有夜有一老叟來告行曰、夫此藥雖神所授今復闕之舊處誠祈於神則必蒙靈庇。言訖即隱行乃知是神告遂歛壺。山椒封以石浮圖於是行之芳韻高舉州人厚嚮神德云。重卷云、神告、神授と云ふは例の妄言なるこゝ論を俟たず。

○如法寺。

山内村にあり。宇都宮家譜云、如法寺文治年大和守信房建立、座主少僧正生西信房三男也。

○天仲寺。

廣津村にあり。往昔は、臥牛山中日寺と云ひしを、後に、金龍山天柱寺と改め、又、金牛山天仲寺と改めたり。小笠原長次君、同長圓君の靈祠あり。中昔、廣津山と云ひしは、此の山なり。寛文六年、長次君を葬りしより、土人御山と呼べりとぞ。今、田の字に御山下と云ふあり。長次君は寛永九年、中津城主となれり。卒して長松寺に歸す。長四君は長次君の曾孫卒して眞淨院に歸す。

豐前志第七卷

○廣運寺。

同村にあり。山上に、金毘羅社あり。

○岩屋寺。

狹間村にあり。當國三十三所觀音の一一所なり。

○藥師寺。

重兄云、藥師寺村に在り。上古の佛體は、大和の藥師寺の本尊
ご同木にて作れり。ごぞ同時の棟札銘文に、奉建立藥師堂一
宇、右旨趣者、天長地久、諸願圓滿、云々、正慶元年九月、宇都宮大
和守頼房敬白、ご有り。此の棟札、今は傳はらず。太宰管内志云、此の堂は梅谷藥師村の産沙神の森のかたはしに有りて、南に向

○狗嶽。

此の郡の太山おおやまなり。豺狼猪鹿、多く住めり。

○雁股山。

カリ。今はいさく、さいやかなる堂にて破れたり。

○西友枝村にあり。

○土佐井川。

此の川の石、皆圓なるが、悉く、指以て推したるやうに窪き所、
一處あるぞをかしき。此の川尻なだらぎ即もと黒川なり。

○犀川。

水源二あり。一は求菩提山より出で、一は登々呂山より出づ。
下川内村の邊にて、二水合ひて北に流れて海に入る。

○沓川。

水源、犀川と同じ。下河内村の邊にて分れて、北に流れて海に入れる。

○境川。

水源、犀川と同じ。藥師寺村にて分れて、北に流れて海に入る。

○八尋濱。

卷之七 豊前志

八屋驛の西にあり。夫木集云、『春の日のはるかに道の見ゆつ
るは八尋の濱をゆけばなりけり』太宰大貳高遠卿
重兄云、和爾雅に『豊前國八尋濱』あり。國人のいふ、八尋濱は上
毛郡蜂屋のわたりを云ふとあり。

○御所島。

廣津川の流末、小祝浦と小犬丸村との間の（俗に）裏川河中に在
りしに、三四十年許以前に、洪水に流れけりこそ。今は、跡だに
もなし。

○亀居洲。

古表社の北にあり。

○京泊。

古表社の東にあり。舟泊すべし。

○觀音原。

宇野村にあり。黒田長政が鬼木掃部と戦ひて、鬼木を討ち取
りし處なり。
重兄云、軍記略に、此時、上毛、下毛、宇佐三郡之一揆、亦峰起、柄籠犬丸、香来、福島等城、長政聞
之、出張于廣津之處、鬼木掃部助、山田大膳、同常陸、八屋刑部、及伊藤、田中、緒方等、欲逆寄干
鬼津之由、有其聞、於是早速於觀音原悉誅之、云々、さあり。此の鬼木掃部助云ふは、本郡
鬼木村に住居して、近隣に威を振ひしを、長政の臣、上原新左衛門これを討ち取りたり
ぞ。

○皇后石。

小丈丸村の北にあり。周圍一丈五尺五寸、高四尺許あり。古老
傳云、上古、神功皇后、此の石の上に顯れ座しき。即、吹出濱に齋
き奉りて、氣長大神宮と稱しき。一説に、皇后夷國を討ち賜ひ
し時、宇佐郡船木山の木を伐り、船四十八艘を造らせ賜ひき。
其の時、御船を繋ぎ賜へりとも云ふ。事跡考に云へるは、附會
の説にて、論ふに足らず。

○傾城石。

東友枝、原井兩村の間の山上にあり。此石の上に男子登れば、小兒にても動き、女子なれば動かず云へり。ものに大磯虎石ふ。

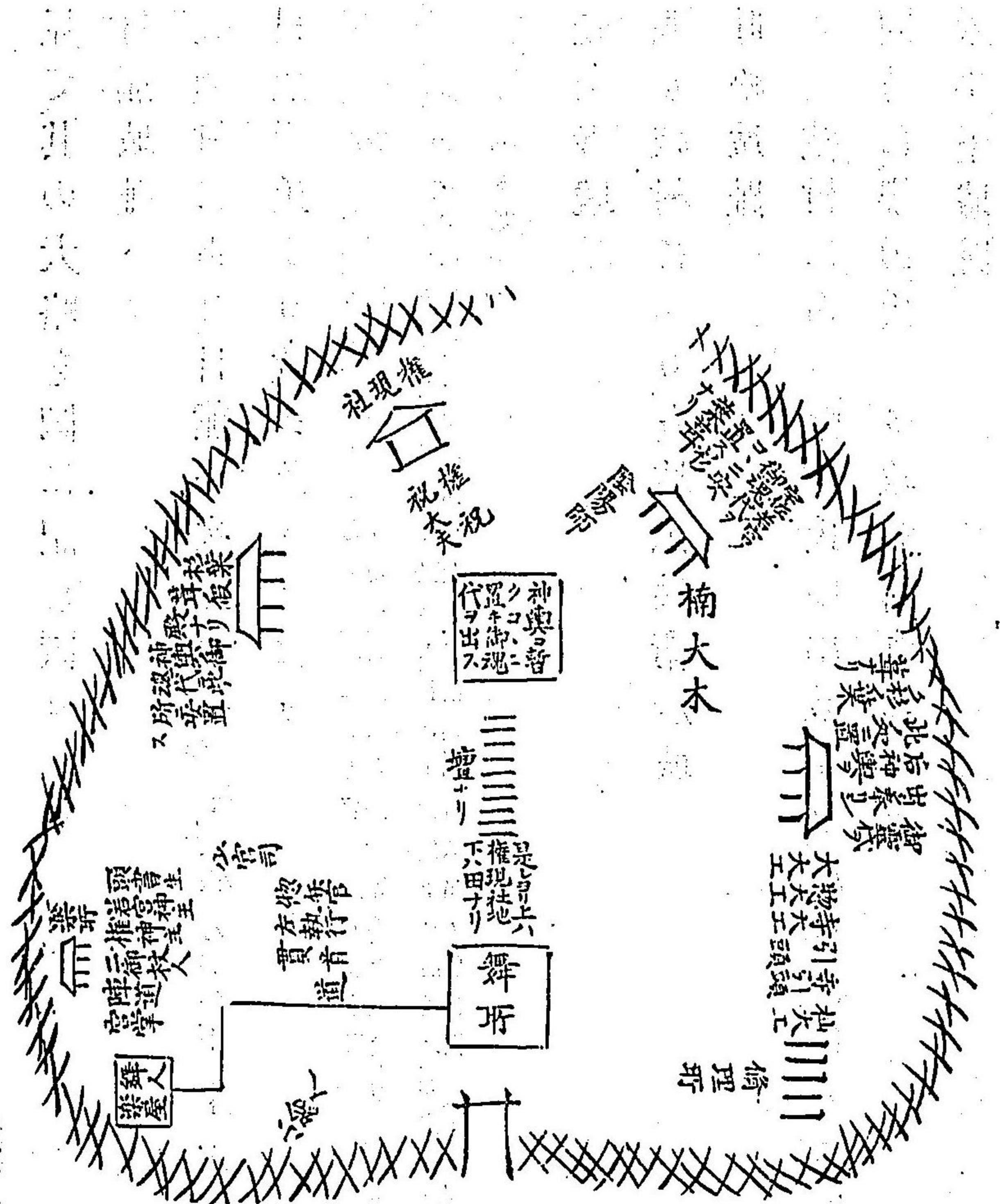
實俗稱此石虎魂所化也、女鑑曰、大磯虎者、伏見大納言實元之女、實元死後爲姻、美男子扛之則羽、醜夫則千鈞、是故往來少年無不修飾試其輕重、見之者皆驚異也。

○龜石。

原井村の山中にあり、石に手足頭尾の形ありて龜の如し。朝旭の出でむごする時は、石の首東に向ふごや云へり。

○川底村。楠。

楠の大樹あり。此の處にて、宇佐宮二の神殿、榎始の式あり。但、宇佐宮寺造営日記に、『應永廿七年八月廿五壬戌日、申刻、二殿榎始在之、豐前國上毛郡嵐河内一瀬坂山道別之大楠也、御殿以下儀式、并役人等、一殿に同じ』あるを以て見れば、古くは此の楠にては非ざりけり。其の時々其の近隣の大木を覗めて、其の式を行へるなり。往年、此の處にてありし榎始の式を



見て、其の大略を圖に記し置きたり。

○日熊城趾。
大瀬村にあり。日熊小次郎直次一族、佐々木居る。天正十六年三月三日、黒田氏より攻め落されたり。

○光明寺城趾。

西友枝村にあり。友枝忠兵衛居城。

○叶松城趾。

東友枝村にあり。野仲氏の出城なり。城代内尾主水、雁股城。同時に、黒田氏より攻め落されたり。

○本牛王城趾。

矢方村にあり。建久六年、鎌倉右大將の命を受けて、佐々木三郎大夫頼綱、當國を領せし。時此の城を築き、七代居る。その後、菊池氏に亡ぼされたり。後、矢方次郎正綱守る。天正八年、野仲氏に戰ひ討死せり。

○雁股山城趾。

長岩城主、野仲兵庫の出城なり。城代友枝大膳丞居る。黒田氏より攻め落されたり。

○大村城趾。

宇都宮常陸介親實守る。天正十六年九月九日、黒田氏欺きて中津に呼び寄せ討ち取りたり。

○赤熊村城趾。

豊後國屋形某の息女及家臣木部和泉居れり。

○川内村城趾。

重兄云、軍記略云、天正十五年十月上旬、當國上毛郡一揆、籠干姫隈(ひぐま)高田兩城、長政急押寄攻之。宋臣衣笠因幡、栗山備後、黒田三左衛門等、聯有戰功。同郡山内村川底城主如法寺孫四郎、岬千餘騎、爲姫隈後詰寄來、長政下知旗下勢、討破之。如法寺具十人許引退は、次に出すべし。高田城、川底城の事。

宇都宮常陸介の寨なり。

○川底村城趾。

遠藤源兵衛居城。宇都宮氏の家臣なり。

○八屋村城趾。

安城寺常陸介の家臣、宮尾織部居城。

○同村城趾。

城主未詳。宇佐郡記に蜂屋隱岐守と云ふ人見たり。決く是れなるべし。今、城屋敷と云ふ。

○高田村城趾。

宇都宮大和守家臣有吉内記、同宮内兄弟居れり。

○緒方村城趾。

同家臣緒方帶刀、同刑部等居る。黒田氏より攻め落されたり。

○山田城趾。

四郎丸村にあり。山田左近大夫元房居城。宇都宮の一族なり。

重兄云、山田郷宗像八幡社記に、文治元年、宇都宮上總介藤泰成、自關東來、爲上毛郡山田城主云々。天正十五年、山田城主常陸介親實落城、とあり。又、應永戰覽記に、山田右兵衛尉宗利と云ふ。

○川底村城趾。

川底彌次郎甫房居る。宇都宮の一族なり。黒田家より攻め落されたり。

○日瀬城趾。

今、篠瀬村あり。此處なるべし。當城には、渡邊右京進重國、同興十郎、の重國居城せり。城井城主宇都宮鎮房の中津城にて、黒田氏に欺かれ討たれる時、同士十六人ごとに、上毛郡廣津村廣運寺に入りて、自殺したりき。渡邊家系に「第二十七世重國、城井城主宇都宮民部少輔鎮房に屬し、日之瀬城主たる。天正十七己丑年四月八日、鎮房於中津川城、城主黒田孝高に被討之時、致粉骨力戦入す。日は恐くば「四」の誤寫ならむ。重兄云、如此記し置かれるが、昨年、築城郡傳法寺村某が、窓に置ける古文書を見しに「天正年間豈前知行御領之衆」と題して、中に「四野瀬城

（前一萬石渡邊右京さ有り、又他の一通にも「上毛郡四野潮渡邊右京さ有りて、正しく父の考の違はざりける事を、確め得たりしこそいとも、嬉しき事には有りけね。

○廣津村城趾。

今の大仲寺山なり、天慶三年、源經基、當國の守護職となりて下りし時、三城を築きし其の一なり。かくて、藏人行家を置きぬ。五代の孫貞繼、建久七年、宇都宮氏より攻め落され、自殺しが。是れより宇都宮家代々守る。弘治二年五月五日、大友義鎮、當國に攻め入りし時、城代廣津治部少輔鎮次、菖蒲の酒を以て、軍勞を慰めし事あり。廣津氏は、宇都宮の家臣なり。天正十五年、黒田家より攻め落されたり。

○田島崎城趾。

是れは、何處なるか、詳ならず。成恒越中守居城なり。

○豐前志七之卷終

○豐前志八之卷

故 渡 邊 重 春 著
男 渡 邊 重 兄 校

○下毛郡郷七村百

和名鈔に、上毛を加牟豆美介と訓めれば、下毛には訓は無けれど、志毛豆美介と訓むべき事は推して察るべし。今はシモダと稱ふなり。正安四年の古文書には、シモツミケノヨホリと書けり。其の頃までは、猶正しく唱へたりし成るべし。續紀、

野字は都の體なり。

或記云、細川家より御引渡の高、下毛郡四萬三千百九十二石四斗三升八合九夕九才。

○ 山國郷

今もあり。此の邊惣へて溪山の景色、甚々面白し。然はあれど、さばかり世に知る人もあらざりしを、頼襄が、西遊稿に『耶馬溪山天下無』と稱へり。しより、其の名天下を動る計りになりたるは嬉しこも嬉しくなむ。但、山國を耶馬溪と書きしは如何ぞや。耶馬の吳音、ヤマなれば、山國の山を眞字に書きたるにや。然ては、山溪にては、詞足らず。山溪は所として非る事無ければ、何處を指して云へりとも辨へ難きをや。惣へて、往昔より定りたる稱のあるを、漢學する徒の、己が心の向々に、狡意に、稱を改へて呼ふなるは太じき癖事なり。假令ば、今の京(都)は平安宮なるを、洛陽、長安などと云ひ、或は、文字の多きを短くもし、二字なるを一字にもして、強ひて、唐土めかし唱ふは有るまじき事なり。拾芥抄に、東京號洛陽城、西京號長安城と書。されども、世の聲にならへるものなり。 何事

○ 大家郷。

中津城外に、沖代にて、甚廣き田畠あり。其の見渡さるゝ限りの村落は、皆、此の郷なり。和名鈔に、大家をオホヤケと傍訓に附けたるは非なり。石見國邇摩郡の郷に、同じき名あるを、於保伊倍と訓めるに從ふべし。但、此處なるは畧言にオホヘと呼ふなり。今又、大家を訛りて、大江と書けり。宇佐宮寺造営日記、應永二十七年放生會の處には、「酒杯、大家郷役也」と見たり。 大江社の傳記には、上古麻殖郷と云ひしよし、見

は、「萬葉集四、同六に、豊前國娘子大家女のおほやけにて異なれるが、いへにて、大家と同じき。または、おほやけにて異なれるが、」

○ 麻生郷。

今は村名となりて、宇佐郡に屬きたり。此れも麻生郷に由緒ありける名なり。兩豐記に、宇佐郡麻生攝津守親將と云ふ人名見たるは、この所の地頭にもや。

○ 野仲郷。

今もあり。宇佐大神宮縁起に、下毛郡野仲之勝境、林間之寶池、と云ふ事の見たるは、大貞社の薦池を云へるなり。此の邊は原野甚々廣し。實に、野仲とも云ふべき處なり。宇佐宮寺造營日記、應永廿七年の條に、御薦荔會事、七月三日初午、大貞に役人下着の日は、酒肴饗膳以下は、野仲郷役也。とあるは、大貞即野仲郷なるを以てなるべし。

○ 謙山郷。

今は村名となり。安閑天皇紀、元年十二月の處に、是月、廬城

部連枳苦喩女、幡媛、偷取物部大連尾輿、瓔珞、獻春日皇后、云々、物部大連尾輿、恐事。由己不得自安、乃献筑紫膽狹山部、と見、又續紀、天平十二年、廣嗣の亂の處に、下毛野擬少領无位、勇山、伎美麻呂と云ふ人、見たり。何れも、此處の謙山なるべし。但、膽狹山は、京都郡にも同名あれば、彼方ならむも謀り難し。

○ 穴石郷。

今は名廢れて、何處とも知れず。此は考ふるに、冠石野村の山上に冠の形なせる大石なり。故、村名を冠石野と云ふこそ。此の冠の字を、和名鈔に寫し誤れるにて、冠石郷には非るか。式伊勢國阿拜郡穴石神社と云ふはあり。又、此の近村なる戸原村に、狐石と云ふあり。横二十八九間許あり。堅は山麓にて、土に入りて知れず。現れたる處は、五間許なる大石なり。石の下に穴あり。深さ限り知らずと云ふ。若くば、此の石より出でたる稱には非るか。又、姓

氏錄神別泉に、穴師神主天富貴命五世孫古佐麻豆知命之後也。とあるに因りて考ふるに、大家郷に天富命神社即大江八幡宮あれば、穴石は穴師なるべくも所思ゆ。若然らば、和泉國より遷れるなるか。亦、和泉國なるも、出自は大和國なる穴師なれば、大和より移れるか。何れにても有るべし。此れ等に據りて考ふべき事は非るにや。試みに、云ひ置くになむ。

○小楠郷。

今は名廢すたれたれど、永添村、松尾社の縁起に、小楠郷見にたれば、此の近鄰なる事、知られたり。

○蠣瀬。大塚。下小路。金谷。島田。中殿。宮永。上萬田。湯屋。藍原。雄畧天皇紀云、三島郡藍原。和名鈔云、攝津國島下郡安威、(阿井)式云、攝孫、大江臣之後也。牛神。一松。宮夫。萱津。高瀬。大新田。東濱。金手。大江。池永。上助部。中原。大悟法。全德。是則。

田尻。諸田。福島。伊藤田。上下。犬丸。赤迫。永添。定留。合馬。加來。鍋島。北原。大貞。植野。上下。野依。今津。諫山。上下。原口。佐知。田口。西小袋。成恒。土田。深水。下。白木。森山。株。四上下。多志田。曾木。平田。冠石野。樋田。三尾母。小友田。屋形。東西今行。川原口。大野。落合。中畑。朽木。柿坂。福士。楓木。折元。跡田。東谷。西谷。柿山。大窪。島。金吉。山移。戸原。樋山路。宮園。宇曾。藤木。中間。草本。平小野。吉野。小屋。川。守寶。

以上百箇村なり。助部村の田の字に、別府と云ふあり。是れ郡家の在りし地にや。

○下毛驛。

兵部式に驛馬五疋を置くよ。し見ゆたり。今は此の名廢れて、

何處とも知れず。但、槐木村の田の字に、下毛と云ふはあれど、彼方に官道の有るべくも覺はず。又、合馬村あり。是れ傳馬を訛るには非るか。應永十年、宇佐宮坊領坪付と云ふ舊記に、下毛郡大家野仲兩郷内、本、自見名坪付一所、二段卅門田、此内有早馬田、と云ふ事、見たり。早馬田は、傳馬田にて類聚國史弘仁十三年春正月乙未、藤原緒嗣の奏文に、伏望諸國驛子、云々、擇驛下好田、混授一處許之、と見れたる驛子の田なるべくぞ覺ゆる。抑、中昔、本自見名、今自見名、と云ふありて、稍、廣き地名と聞たり。今、東濱村の枝村に、自見あり。下池永村の田の字にも自見あり。また、犬丸村の田の字に、小自見あり。是れに據りて考ふるに、東濱村の邊より、池永、全德、合馬の邊を總べて、本自見と云ひ、犬丸の近境を惣べて、今自見とも、小自見とも云ひしにこそ。但、東濱の邊は大家郷にて、池永、合馬の邊は、

○桑原屯倉。

野仲郷なれば、大家野仲兩郷内、本自見とは書けるなりけり。然ては傳馬田もある上は、下毛驛は合馬村なる事、決かるべし。

○桑原屯倉。

安閑天皇紀に、二年五月甲寅、置豐國桑原屯倉とあり。今、槐木村の内に桑原と云ふ枝村あり。是地にや此の村山中なれど、宣化天皇紀元年五月朔の詔に、筑紫肥豐三國の屯倉、散在縣隔、運踰遙阻、儻如須要難以備卒、亦宜課諸郡分移聚建那津之口、以備非常、永爲民命早下郡縣令知朕口、とあれば、古くは屯倉の山村にも在りしこと知られたり。但、田川郡にも同名の村あり。又、仲津郡崎山村の枝村にも、同名あり。何れも、海邊に非ず。何處の桑原にか、定めかねつ。

○大抜屯倉。

安閑天皇紀、二年五月の桑原屯倉と同じき條に見たり。今、
多志田たいだ村の田の字に大抜おほぬき云ふあり。是れ古名の存れるに
や確には定め難し。

前多^{シテ}重名云、惣へて津と云ふは河或は海に副ひたる船の着くべき地を稱ふ名にて、今此の國の地理を以て云はば、西に今井津あり、東に今津あり、此處は其の中の津と云ふより出でたる名にや、と云はれたり。萬葉集に、毛母布瀬乃波都流對馬とあるは、も思へ。抑、往昔、金谷堤を築かざりし時、高瀬川の水、廣く流れて、此の市街は、すべて、川原なりし故に、中津川と稱ひし由なり。但、中津、こ云ふ、稱は古書に見はず。二三百年的書より、呼ひ初めし名にて、天正十四年、薩摩勢大友家と對陣の時、秀吉公毛利家に命ぜられて、大友家を助けられたり。其の時黒田侯、

勘解由孝高、軍目附ご云ふを命ぜられて、中津に來り、六郡京、築城間。法名如水軒、毛宇佐、を領知し、領地十六萬石、同十六年正月より、城を築く事を始め。其の前後にぞ中津の名は起りぬらむ。重兄云、貝原益軒は、「中津川初、犬丸山に有りしを、如水軒今之處に移せり」とも言ひ傳へたり。其の他、さまぐの傳云ふ國士の居城なりしを、俄かに修理し、且、營作し給ふ、と云へり。又、一説に、中津城は、中津城は、ご省きつ、後、慶長五年、細川侯越中守忠興、法名三繁、黒田家に代りて、丹後國田邊より來り領しき。領地當國八郡に、豊後速見國崎二郡を副へて三十か一萬石。一説に、三十九萬石とも云へど誤なるべし。如斯て、元和六年の頃までに、城郭殘る方なく修造せり。時は、天守の時、黒田家のも存りし由なり。そに、大友三對陣の時、勘定奉行橋原一茶と云ふ人を召して、天守に積み置ける金錢、皆、取り出し、奉公人に與へ施すべしと命ぜられし事ありしにて、知らる。然るに、草保の頃の人、奥村甘齋さく云ふ人の架居草菴記に、如水公、天正十三年より殿長五年まで、惣べて、十六年、中津に在りて、城取かきあげばかりにて、土手に松ふご植ゑ置れし由、申傳ふる、云々。但、忠利忠興男忠興は中津に居り、忠興は小倉に居る。廿年を経て、忠興致仕して、家を譲りて、中津に遷り、分地八萬石。一説に六萬石。忠利小倉に移れり。寛永九年、小笠原侯右近大夫忠眞の兄信濃守長次、細川家に替りて、播磨國龍野より來り領しき。領地八萬石、忠眞は小倉に在りて、領地十五萬石。其

頃より市街益榮にて、月を追ひ歳を逐ひて、或は近里、或は諸國より人來り集ひて、市街とは成りたるなり。然るは、京町、博多町、豊後町、姫治町等の名あるを以て、知るべし。故、中津町の舊家と稱するは、大方は他國より領主に屬きて來り、或は富饒の徒千載の後を謀りて、榮ゆべき地を覓めて來りし者にそ有りける如^かくて、市街の全く成就せしは、寛永より寛文の際まで、三四十年の間の事と知らる。博多町はなし。細川家の頃、十助堀の諸町、新魚町を、中^シ小路と云ひ、今^シの下小路出町、御船宮の近境を、廣く下小路と云ひし。由^リ然^{しか}るを、此れ等の事ごともを辨へて、豊國の中津と云ふより思つきて、何某が、豊葦原中國と云ふに附會し、中津之助者、神武天皇八世後胤孝元天皇皇子、大彦命御兒、中津彦雄者、拜勅而自日向國率其臣二十四人與共來而治此中津島云々など云ふ妄說を云ひ散らせるは、實に笑ふに堪へざる事なりかし。

折、寛文六年五月十九日、長次逝去す。松寺同月、長勝良勝の兄男内匠
頃、繼きて立ち、天和二年逝去す。松寺同三年、長胤良勝の嫡男繼
きて立ち、元祿十一年、家名斷絶す。寶永六年配所小倉に卒す。本源院同
原長圓長知の末子、長胤の弟、信濃守、中津城主となる。新領地四萬石正徳三年逝去す。淨
院、長邕長圓の嫡男造酒介繼きて立ち、享保元年逝去す。靈應院幕命にて、
四萬石井に城地没取せられ、長邕の弟喜三郎を以て、新に播磨國安治に封ぜらる。新領地一萬石中津には、享保二年奥平侯、大膳大夫昌春
君、丹後國宮津より來り領す。領地十萬石折、中津記に、如水公、犬丸
越中守清俊城主犬丸を滅し、其の城を毀ち取り、中津城を修造す。
因ひて、小犬丸城と云ひ、由云へり。又、城地の扇の形に似たるを以て、扇城と云ひ、郷名に據りて大家城とも云ひ、今は大江
又、要城とも云へり。し由物に見ゆたり。要城の名義諸説あれ
ざ、信け難し。要の訓、カナふなれば、此れも扇城と云より出で

たる稱なるべし。又此の城地を古くは丸山と云へるを以て、丸山城とも云ひきこそ、城内に大堰手の水を牽く事は、元和六年のことにて、楨左馬細川家臣、時の奉行たりしなり。但、町々に樋を以て水を通し、は、承應元年、澤渡志摩笠原家臣、奉行にてものしきこそ。

○城井權現。

中津城内にあり。宇都宮鎮房の靈を祭れり。此の人の事は筑城郡茅切山城趾の處に云へり。重兄弟云、宇都宮近國自身出陣、云々、天正十七年四月廿二日、於中津川城爲黒田長政被殺、法名宗永、云々、埋葬於城中、云々。又中津與廢記には「鎮房の墓所は、中津城西門の脇に葬之」とあり。果して、いつれに骸を葬りけむ。中津城の内か、さては、其のあたりに相違あじ。確と調べ置かまほし。

○神明宮。

中津城北門の外にあり。太神宮遙拜處なり。

○中津權現。

和漢三才圖會に、中津權現在中津、祭神春日同體、と見られたれど詳ならず。或説に、今の神明宮の地なりと云へり。又兩豐記、宇佐郡記に、追討使小野好古に、源經基を副將とし、豊前に下り、純友方の諸城を攻め落し、上毛郡廣津山の麓なる中津宮を、鈴熊山の麓の參森に移し、其の跡に城を築き、云々、と云ふ事あり。是れも同社なるべし。然らば、今、鈴熊山の東の杜に石祠あり。此れなるか、將異なるか。闇無瀆に鎮り坐せりなど云ふ説の有るは取るに足らず。

○六所宮。

中津新魚町にあり。往昔は城内に在りしを、黒田氏今の地に

遷しきごと。祭神、加茂、稻荷、松尾、祇園、貴船、天神なり。天神は天満宮とは異なり。此は印度藏志大千世界の部に、產靈大神也。伊邪那岐大神なるより云はれたるが如し。縁起に源經基勸請せる由云へり。豊前名所記（龍著元）に、細川侯豊前六郡の神を勸請せり。云へれど、推量の説なり。細川家は、上に云へる如く、當國八郡に豊後國速見國崎二郡を加へて、十郡領せられたれば、十郡の神を配せ祭りて、十社と云へり。この説ならば、然も聞ねべきを、十郡の内別きて、六郡の神を祭らるべき所以なきをや。扱、細川氏封を肥後國に遷されし時、六所宮をも、彼の國に齋ひ祭られきとぞ。今、熊本に、六所宮あり。抑、天下に六所、五所、七社、八社など云ふ社甚多かり。何れも、其の國、其郡の領主、地頭の仰き崇む神々を合せ祭れるものなり。東鑑云、武藏國六所宮、馬搗草紙、未も諸社合祭の社成るべし。

○天満宮。

末社なり。

○大江八幡宮。

中津郭門の外、萱津にあり。縁起云、豊前國下毛郡大家郷萱津八幡宮者、應神天皇、仁德天皇、菟道皇子之御靈也。昔、聖武天皇天平十二年、自公家進封田於宇佐宮、是三國七郡十郷等也。稱三國者、豊前、豊後、日向也。稱十郷者、封戸、向野、辛島、高家、葛原、來繩、安岐、武藏、大家、野仲也。後、孝謙天皇天平勝寶年中、依宇佐宮御託宣、毎郷奉勸請奉申萱津八幡宮別而由緒正敷靈社也。下重春云、封戸、向野、辛島、高家、葛原、大家、野仲は、豊前來繩安岐武藏は、豊後なり。

又云、大家宮者、太玉命之御孫、天富命之御靈也。昔、神武天皇之東征也、建都樞原、仍天富命率手置帆負彦佐知二神之孫、以齋鉏齋斧伐奥山之大木小木、底津磐根爾宮柱太敷立高天原。千木高知豆瑞乃御殿奉仕支、今、豊前國御木、紀伊國御木之二

十八

所者是採宮材齋部之所住之故謂之御木也。御木の事は、上毛郡の下に委しく云はむ。さて、方今も、此の郡には、材木甚々多く、御木川を下す筏の夥しき事、思ひ合すべし。さて、又、古史傳に、「古語拾遺に天目一箇命、筑紫伊勢兩國忌部祖也」と見や。後人考へてよ」と云はれたるが、此の筑前國早眞郡に額田郷あり。是れもし、由なきに且、此の郡佐知村に七社宮あり。彦佐知を、古訓にヒコサチとあれば、彼の七社に、彦佐知命を祭りて、其れを村名に貢ほせたるには非る歟。山緒ありげなる名也。又、

天富命率齋部作鏡玉木綿麻等神寶、献之、遂天富命周覽天下、求豐饒地、殖穀麻種於筑紫豐國、因斯曰麻殖。今謂大家者訛也。訛りて、大江と書けり。

人王五十四代、嘉祥三年五月庚辰、神託、我是天富命也。昔從天皇降伏凶賊、崇祭我則鎮護朝廷、宜以木綿麻備吾社之驗者、云々、豐前守常道真人兄守、奏之公家、同年九月甲申、以勅定令造殿舍、號麻殖天富神社、仁壽元年正月庚子、從朝廷奉正六位上、貞觀二年十月乙卯、奉從五位下、元慶六年十一月戊申、奉從四位上、後鳥羽院元暦元年、豐後國緒方三郎維榮等、破壞當宮、押取神寶、自爾以來、合祭八幡宮、而奉稱大家八幡。

宮又奉申八幡大家宮略
重春云、天富命の齋部を率ゐて、穀麻の種を栽ゑじ事、古語拾遺に見れたるは、阿波國^{あわ}ご總^{ふさの}國との二國なるが、當國にも、殖ゑ賜ひし成るべし。扱、三代實錄に、貞觀二年冬十月三日己卯、授豐前國正六位上大富神^に從五位下、と云ふ事、見たり。大富の大は、天の字の一畫脱ちたるにて、此の麻殖天。富神社なる事、必せり。其は、大富神社と云ふ神名、史籍に見ぬず、且、從五位下を授け賜ひし年月の同じきにてもあるべきをや。但、御紀に、己卯とある己は縁記なる乙卯の乙と、字形の似たるより、縁起に寫し誤れるなりけり。然るを、大富神と云ふ神社の此の國に無きを以て、上毛郡四郎丸なる宗像神社の、相殿^{あぶら}に鎮り坐せりとして、其の社號をさへに、大富神社と改め云ふ由なるは、傍痛^{かたづらいた}きもざになむ。扱、當今

の大江社地は、往古には甚く革りて、狭く成れる由なり。然るは、當年、中津城も築かず、金谷堤も無かりし以前は、大家川此の川の事は御木川社前を流れ、丸山今之城地より、片端、殿町、新魚町の邊を懸けて呼びし總名なりき。にありて、松杉なご神々しく立ちて、甚、美き宮地なりしに、城を築くとして、丸山の木を伐り拂ひて、市街となし、金谷堤を築くとして、大家川の流れを變へて田畠となせるより、宮地はこよなう、狭く成り果て、昔の面影だに見はず成り行きたり。今、萱津村の東に扇池とて、御手洗あるも、素より、宮の境内なりし故なり。又、いま、蠣瀬村の内、一本松と云ふ所に、石祠あり。鳥居に、大江本宮と云ふ扁額を掛けたり。是れは昔年、賀來元龍と云ふ者、故ありて設けたりと聞けり。然るに、今の社司重松義一に問ひけるに、八幡宮にも、天富神にも非ず。新田義氏を祭れりと云へり。往昔、大江宮

の此の地の海濱に、行幸有りて、三日三夜、祭祀を執り行ひ、御饌なご献りしかばに、此の邊を冲宮とも、御供演とも云ひしよし、縁起に見ぬたるに據りて、妄説せるものぞ。此は古を知らぬ徒の甚じき非説なり。往古は、今之濱邊より南方二十町許は、總べて海なりし由にて、中殿、牛神、宮夫、一松、池永など、の村々の田の字に、濱田、鹽田、重石口、東風濱など云ふ海に着きたる名甚多く、且、地勢を視ても、著明し況や、一本松の邊は、方今すら濱際なるをや。猶、此れ等のとは余が別に記せるものあり。

○祇園社

稻荷社費船神、春日神合殿

惠比須社

○大江岡

是れ大江社鎮坐の地なり。日野大納言枝卿の歌にいふ『豊國

の大江の岡に神垣も松も榮む萬世左右に』(紙家藏せり。色)

○扇池。

萱津村の東にあり。即此の社の御手洗なり。

○龍王社。

中津闇無濱にあり。祭神、豊玉彦、豊玉姫、安曇、磯良なり。磯良は、宇佐八幡宮縁起に、皇后將征異國子時、白髮老人來奉導曰、磯鹿島有安曇、磯良者、宜召之。借千珠滿珠於海神。下略、筑前國糟屋郡なり。姓氏錄云、安曇氏海神後也。此見たる是れにて、此れは住吉大神の權に、磯良と顯れ給へる由の説あり。さも有るべし。さて、遙かに下りての後の御代こそ、始めて豊日別國魂神を合殿に祭りつれ。然りしより、豊日別龍王宮とは稱しき。然るを古史傳に、『豊前國中津郷に、今現に、豊日別宮と稱ふ社あり。此の社の傳起に、祭神を豊日別國魂神と、比咩大神カミと、二座にて、豊日別神カミこ

申すは、伊邪那岐命の靈神なり。比咩大神カミと申すは、瀬織津姫神なる由、委曲に記せり。云々、と書かれたるは、事の縁 缘をも知らぬ徒の説を聞きて、信用されたる謬 ミなり。今の社司にも聞くべ、瀬織津姫神を祭れる事なし。云へり。平田翁は、如何なる癡徒の偽作せる傳起を見て、あか記 ハシされたるにか、疑はし。因に云、此の社に、六所、并に、上毛郡古表社を合せて中津三社と稱して、中津侯の祈願所なり。又、古表社を除き、大江社を加れて、町三社と稱す。又、三社に、大江社を加えて、四社と稱し、義氏社を加えて、五社と稱す。皆、中津侯の祈願所なり。

祇園社、住吉社、嚴島社、惠比須社、稻荷社、合拜星辰社、何も末社なり。

闇無濱。

俗に龍王濱と云ふ。

重兄云、和爾雅に「豊前國倉無濱」とあり。扶桑紀勝に「豊前國倉無濱は中津川龍王濱なり。仲津城十町許あり」とあり。突厥

仲法師は豊前にあり。萬葉集云『吾妹兒之赤裳泥塗而植田乎苅手
收武闇無之濱』『來留海子之某等苅置海松乎波何國積武闇
無之濱』重兄云、夫木染に、よみ人知らずとありて、「来る海人のろくら苅り置くみる
て、歌の意拙しさ云ふ可し。

重兄云、九州道の記細川幽齋作に云、兵糧船おほくつざひて有るを見て、くらなしの濱、當國なれば『米舟は國々よりもつきにけりあけてもつまむくらなしの濱』こあり。但此の作は門司にて詠まれしにこそ。

賀來元龍云、粟屋三右衛門小笠原家合家男女數十人、同時見刑指刑處名地獄。濱後生略唱獄濱地是也。自寛文庚戌春、生穴賴阿于神地、届享保丙申、厥際四十六年矣。暗无濱。北海潮穿鑿墳墓崩捲入海、蓋一里十二町矣。黒田侯時並置大巖于濱涯三里、號亂概石、不徒禦海潮爲要害也。四萬石時更名萬藏瀨于今、大巖

存于濱北一里十二町外沙中、有焉云、事跡考に、開國之昉、日神都于茲故、中國因之而名。此濱云々、さあるは、いろじき妄說にて取るに足されば、今は論ぜず。

○義氏社。

中津片端にあり。應永九年八月、新田義氏、馬嶽城にて卒す。男義高、中津に來り、社殿を作り、父の靈を祭れり云ふ。一説には八幡宮の合殿に、祭れりとも云へり。

稻荷社。

末社なり。此の社は後藤基次、中津に在りし時の鎮守なりと云ひ傳へたり。其の家處は今の御小屋の地にて、義氏社の鄰なり。

○貴船社。

中殿宗元村にあり。天種子命を相殿に祭れり。拔、中殿は中臣を訛れるなり。其は、此の村に中臣氏あるを以て知るべし。但、方今

は、憚りて中このみ稱へり。天種子命は、神武天皇紀に行至於筑紫。菟狹云々、勅以菟狹津媛、賜妻之於侍臣天種子命、天種子命、是中臣氏之遠祖也。○見にたる、是れなり。雄略天皇紀に、津國三島地にして、中臣も藍も同氏也。れば、此の中殿村近くに、藍原村ある。中臣藍連の住める事とぞねばゆる。扱今、此の村の夏祭に芋草ご餅ごを献り、冬祀にカマギご云ふもの二に、餅を入れて、縄を以て堅く結びて、若き男子二人つゝ裸體にて、抱き出づるを、又他なる少年數十人、裸體に成りて、我れ劣らじと争ひて、彼のカマギを攫み破り、噛ひ破りて、中なる餅を取り出すなり。又、小兒等へは、餅投げて、餅を投げて與ふるを、争ひ拾ふなる甚珍らかなる式あり。此は、豊後風土記に所謂、豊前國仲津郡中臣村にて、鳥の餅ご化り、餅の芋と化りたりと云ふ事に、依れるなり。此れに因りて考ふれば、中臣村は、本、仲津郡なりしが、後に、其の村人の此處

に來りて住めるが、築はさかにて、一村こ成りたるか。將、彼處の中臣村を此所に移し、事有りしか。今は、仲津郡には中臣村なし。且、此の村の中津の町近くに在るも、由緒ありげなり。扱今、田の字に餅田と云ふあるは、祭の餅の料に宛てたりし田成るべし。倘又、此の社は、我が渡邊家系には、國前直祖菟名手を祭れる由。見にたり。猶能く考ふ可きなり。家系に於中殿邑則餅神靈而每歲歲祀無断絶、今五月十一月之祭始散、神膳備寺者亦往古之遺跡後代者也。」有り。

○鶴岡八幡宮

牛神村にあり。按ふに、牛神は、氏神の義には非るか。但、牛はウジ、氏はウヂにて、假名遣違へれど、其は後の世の誤にても有るべし。古事記に、針間牛鹿臣ノマノウジカノミミ有るを傳に、牛(ウシ)のシ濁手船を伊豆手船さ萬葉集に二所書けり。これも同じき例也。伊勢國度會郡山田にも、度會氏神社あり。大和國平群郡にも、紀氏神社あり。三

代實錄三世にも、氏神ご云ふ事見たり。此の餘にも、枚舉に暇あらず。然れば、牛神うしじんは氏神ごにて、麻殖郷の氏神ごに坐す天富命の遠祖太玉命の此の社の合殿に鎮り坐せばなるべし。今は其の御名さへ知れる人少し。歎かはしき事なりかし。云今故實に、産土の神なまこして、氏神ご云ふは誤なり。産土の神なまこ、云ひ、何にまれ、其の一氏一氏の大御神おほみわをころいはめ。藤原家にて祭り賜ふ春日大明神、是れ氏の大御神おほみわなり。氏神ごウナスナ混ふれハカラズ。

○官幣宮

高瀬村にあり。俗に官兵衛宮ごんべいぐうと云ふは、誤れるなり。此は官幣大神の宿り賜ふ故の稱なり。委曲しくは、仲津郡官幣宮の下に云へり。

○白髭社

新田村にあり。祭神、猿田彦命さるたひめなりと云ふ。神社啓蒙にも、白髭神社、在近江國志賀郡境打下うちあたじ、神祇正宗にも、打風白髭大明神

者、猿田彦命也。見たれど、此は必、少彦名神なるべくぞ所思ゆる。其は土人とき、此の神をクシノ神と云ひ、又、痘瘡の神符を出すを以て、察れたり。扱、クシノ神の名義は、志都之岩屋區志考等に、委しく、見たれば、今は云はず。

○鶴市社

藍原村、坂手隈にあり。縁起云、下毛郡逆手隈御神は、秋津彦、秋津姫の二神を祭れり。其の後、宇佐神領之内、冲代千餘町の田地を、湯屋彈正基信、相原内記有之、一松六郎兵衛清氏、萬田左京盛堯、小畠四郎右衛門宗重、中殿八郎兵衛國直、宮永佐兵衛義成等、七人にて、支配せしが、堰を築きて、高瀬川の水を冲代に引きしかざり。洪水の出づる毎に、流潰して塞ぎ得す。爰に、七人の地頭、相議りけるに、湯屋彈正申しけるは、昔より、人柱を立てされば、必堰は築きこめずと云へり。略、各袴を水に入

れて、其の袴の先に沈みたる人を、人柱とすべし云ふ、略湯屋彈正の袴、水底に沈みけり。其の家臣古野源兵衛重定の娘、鶴市云ふ者あり。云へるやう、家臣等有りながら、君を人柱立てまゐらする事有るべからず。わらはこそ女なれども、君の恩澤を蒙り奉り、成長候へば、御身代致すべし云ひぬ。其の子市太郎、十三歳に成りけるが、又申けるは、私こそ幼年なれども、男子なれば、御身代仕へまつらめと云ふ。如是て、母子共に、八月十五日、人柱に立ちにけり。即て、親子の名を合せ取りて、鶴市と號し、水道守護の神とぞ祭りけること見たり。此は保延元年(崇徳院御代)の事なりき。云へり。抑、人柱の事は、仁德天皇紀に茨田堤を築きし時、武藏人強頸の人柱れ立ちたる事、見ゆたるを濫觴なる。

○薦社八幡宮

大貞村にあり。祭神、應神天皇、比咩大神、仲哀天皇、神功皇后に坐せり。承和年間(明天皇御代)鎮り坐せり。三重の樓門あり。重兄云、社記に、後鳥羽院元暦甲辰年、源平争離雄之時、豐後國賊士惟榮、惟隆、破却神殿、因之、往昔之神記、神寶等、悉紛失、繼而大友宗麟放火神宮、其神官等、家々之傳記、過半焼亡、云々、とあり。

祇園社。若宮社。黒男殿。

何れも末社なり。

薦池。

三隅池とも稱ふ。八幡託宣集云、元正天皇養老三年、大隅日向國隼人等襲來、同四年、公家被祈申當宮之時、神託我行而可降伏者、云々、重春云、當宮とは、諸男朝臣は大神比叡の四子なり。倩以、以何物爲御驗可奉。乘神輿哉、豊前國下毛郡野仲之勝境林間之寶池、

大菩薩之昔、令涌出之水也。重春云、八幡本紀に、林間の寶池を、池の名の如く云へるは既なり。參訴彼處件。勝境東西四五餘町、南北一十有町、卯酉三餘町、子午七八有町歟、只眼界所及、非丈尺可數也。靈木森然、而不_能入道、藥艸幽深、不可_運步、又、菓實雖多、不_觸手、禽獸雖集、不_恐人、欲遠望、則目眩不見、欲近側、亦心疲不覺、遠而近、近而遠、出林則日月之下、入林則天地之外、或時、靈蛇吹氣、而晴天成雲、或時化鳥放光、而陰夜如晝、寶池爲體、雙島之切水以出北、一池之形、分波以入南、而三角地窄而勢寬、挺緣而生薦、玉水湛滿、而自然清淨也。中諸男、抽誠祈申行幸、御驗之時、初秋之天、初午之日、雲波滿池、煙浪依渚、漏返々々(本)而雲中有聲、而宣我昔、此薦爲枕發百王守護之誓、幾百王守護者、可降伏凶賊也者、依之、諸男奉薦此薦令造別屋、七日參籠、一心收氣奉裏御枕、云々、行幸彼兩國、下、

重兄云、宇佐宮記に、大貞三角之池者、大神御靈行之時、爲湧出

之寶池也、東西六十有餘町、南北一十有餘町、號三角池、宇佐國造池守、守之、壽三百餘歲、此寶池他人不能常望、有靈霧而已、靈獸靈鳥集此池、大神之現化之奇瑞、折々見、此翁語大神諸男曰、仙翁乘船頭、浮池上詠曰、『大貞也、三角池乃眞薦草何遠種子仁天胎美生良牟』云々、重兄云、林間の寶池を、池の名をせるは、謬なる。前には既に辨じ置かれたる如し。又、八幡本紀に、豐前國大貞八幡宮社の西の方に、大池あり、東西二町、南北三町許なり、其の池の形、三角なり、故に三角池と云ふ、又林間の寶池とも云ふ、此の池に薦あり、云々、重兄云、林間の寶池を、池の名をせるは、云々、此の

重春云、大隅日向へ行幸有りし時の故事に因りて、宇佐宮行幸會の時は、必此の池の薦を薦り、御枕に爲して神輿に乘せ奉り、八個の社行幸あり、行幸了りぬれば、其の薦の御枕を宇佐の本宮に納め、本宮の御枕を下宮に納め、下宮の御枕を豐後國奈多八幡宮に納め、奈多宮の御枕を伊豫國

三十四

八幡濱八幡宮に納めて、御靈代と爲し奉る事、古例なり。

今は行幸會だに絶たれば、然る事なし。應永三十一年宇佐宮寺造

大貞薦社、御池を掃除し、三艘の池の眞薦草何を以てはらみ初めけむ

御杖人云

大貞や三角の池の眞薦草何を以てはらみ初めけむ

此の

池中に、三敷あり。玉澤、鉢澤、鏡澤と云ふ。又、社地松林の四至に、一里溝いりくぼと云ふ。又、社地松林の四至に、一里溝いりくぼと云ふ。重兄弟云、一里溝のことは、

八幡本紀に出でたり。

○猪山八幡宮。

田口村にあり。和氣清麻呂卿、配流せられし時、猪多に來りて、清麻呂卿を負ひて、宇佐宮に詣うて、猪は八面山の麓に入りぬ。故、其處に社を建て、猪山八幡宮と稱すと云へり。後紀云、清麻呂輿病卽路、及至豐前國宇佐郡櫛田村、有野猪三百許、挾路而列徐歩、前駈十許里、走入山中、見人共異之、云々。

○毛蕨大明神。

曾木村にあり。土人の説に、往昔、子刀自賣の守神と云ふを堀り出でて、其を毛蕨大明神と齋き祭りきと云へど、此は謬傳なるべし。宮守と子刀自賣の夫妻を祭れる事、必せり。守神とは、子刀自賣の亡夫を慕ふ餘りに、其の容貌かたを造りて、神床に置きて、生時の如く、朝夕拜み仕へたりし像成べし。日本後紀に、天長四年春正月丁亥、節婦豊前國人、難波部首、子刀自賣、免其戸課役田租、終身勿事、子刀自賣、年十有八歳適下毛郡擬大領蕨野、勝宮守二十箇年、夫宮守死去、子刀自賣獨守空室、十歳不稱歎、仍表門閭、以旌貞操也、とある以て考ふれば、其の像をも作りて、旦暮慕ひ仕へ參らせし事知れたり。扱毛蕨は、下毛蕨野と云ふを、上下を省きて稱へるにて、即、宮守の夫妻を

祭れる事疑なし、但古くより祭れるは子刀自賣にて、宮守はかの金像を堀り出でてよりの事なるべし。

○雲八幡宮。

宮園村にあり。傳記云、大寶三年、出現、柴の秀倉を建つ。圓融天皇の御宇、一品舍人親王の御孫肥後守道推卿の嫡男少納言清原政高朝臣、天延元年、清淨の靈地を撰び、遷し奉るべしこて、寶殿を唐笠山の麓、旭川の川上に遷し祭り、雲八幡宮と稱しき。

妙見社。

此の社、元一戸城内に在りしが、彼の城破却の後、此處に遷せり。慶長十三年、細川忠侯より寄附せられし社領の黒印には、一戸之御城之妙見、雲八幡兩社へ、云々、ご見たり。云、其の寄附狀を記せば「一戸之御之妙見、雲八幡兩社、爲御神領、從忠興様、被寄附、田島之事、合參石八斗七升六合八勺納也。但、宮司宮内大夫作分無役也。當所之庄屋勝右衛門付立」。

雲杜。

雲八幡宮鎮坐の地なり。夫木集云『むら兩の今朝も行來の雲の杜、いく度秋の木末染むらむ』正三位知家。

○手斧立八幡宮。

白木村にあり。宇佐宮第三殿造營の時、此の社内なる楠の本にて、榎始の式あり。故此處を手斧立と云ふ。榎始の式は、築城郡傳法寺上毛郡河底村の處に云へるが如し。應永廿七年宇佐宮寺造營日記に、三殿榎始在之、下毛郡替遷河内一瀬伊乃倉前楠也と有りて、替遷にウスギと假名を附けたり。眞坂洞。

此の社の山續きなり。眞坂社とて石の祠立てり。洞は亡せたり。細川家臣某の歌にて、人口に鱗炎せるあり。其は『豊國の眞

坂の洞の朝あらし心してこけ冲の舟人』また、我が祖父重名が、日野大納言枝卿に乞ひ申しけるに、詠ませ給へる歌に云はく『御薪に備ふる妻木おひつれて眞坂の洞を出づる山がつ』(紙家の色)

○城井八幡宮。

平田村にあり。建久六年、成恒近江守賴俊勸請せり。一説には、建久九年、野仲二郎重房の勧請とも云ふ。

○大神宮。

大久保村にあり。祭神、天照坐皇大神に坐して、大久保、金吉、島、宮園、樋山路の五箇村にて、祭れり、據此の金吉の枝郷に、伊福と云ふがあるに據りて、熟考ふるに姓氏錄に、伊福部宿禰尾連連。同祖火明命之後也。ご見ゆ、古史傳に、式なる津國島下郡に、新屋坐天照御魂神社、また、尾張國神社帳なる海部郡新屋

神社此の餘數多例を載せられたり。なごを、里人は天照大神といへど、天照國照彦火明命なり。ご委曲に辨へられたるを以て按ふに、此地なる大神宮も、かの伊福部の遠祖火明命にて、往昔は天照御魂神と云ひけむを、天照と申すに因りて、大神宮と思ひ混へたるには非るか。抑、火明命は大御神の石屋戸に籠り坐しし時、御鏡を鑄造り給へりし伊斯許理度賣命、亦名は天香山命の御父に坐しまして、平田翁も云はれたる如く、鏡に謂ある神なるを思へば、金吉ご云ふ村の名も、由緒ありて聞ゆ。また、古史傳に、景行天皇紀、二十七年の下に、日本武尊の熊襲を取りにいできせる時に、美濃の善射者、弟彦公ご云ふを召して、御供に連れ給へる事あり。此れを天孫本紀に考ふるに、弟彦公は火明命十四世孫尾治弟彦連、ごある、即、是れなり。ご云はれたるに據りて、按ふに、景行天皇の御木、川上なる熊襲此の熊を

武尊の弟彦公を率ゐて、熊襲を討ちに往て坐しゝは、二十七年なれど、後の時も、此の御木川上、其の餘にも、當國に是彼叛き奉れる徒等を討ち賜ひし事の有りけむを、御紀に記し洩らされたるには非るか。田川郡に、弟彦公社、また、弟彦公の若然らば、弟彦公か、或は、其の家族の人等の残り居て、伊福を氏と爲て、遠祖よりの鏡作を業となしけむが、其の鏡の眞金を取れる處を、金吉と云ひて、其の遠祖なる火明命をも齋き祭れるにも有りなむか。後人尙よく考へてよ。

○妙見社

落合村、上津野にあり。

○松尾社

永添村にあり。

○八面山權現

田口村にあり。神功皇后を祭れり。此の山に、簾谷と云ふありて、矢箇竹甚多し。此れに據りて按ふに、俗に箭山と云へるぞ。本名なるべき然るを、何方より望ても、形同じきが故に、八面山と云ふ。この説は、附會なるべし。重兄弟云、或書に、瀬山(ヤマ)は、俗に「八見るも、大むね、同じき様なり。云々、記せるも、八面山と云ふ。」 扱事跡考に、『萬葉集なる横の立荒山中の歌の荒山を此の山なり』とせるは、甚く笑ふべき説なり。此は、夫木集に、荒山は豊前とあるから、推當に云ひたる物にて、誤りに誤りを重ねたるなり。荒山は山の名に非る事、云ふも更なるをや。近江國俗の立網が、岸の跡に、「石見國に、八面蛇(昔より出でたる山名なるべければ、我が豊前なるは、さる哉の名ともおぼえず。豊前神跡圖考云、世傳、平相國攝政時、豊前爲内府封國、見子小笠原長勝行、上風偃下草、當時諸民子來經營之、年々祭祀焉。當安德天皇狩于豐

前源廷尉懼平族席卷九國而謀恢復、竊遣伊勢義盛候伺地利與軍實、義盛微服間行、發一奇計、使平宗盛モリマサ愕然膽落焉、加施復令九國精兵駛離反、而後源廷尉率船軍直入于下毛郡、良說而摶辭曰、平族弗憑八面山、天險而都于柳浦、四面受敵、我知其無能爲也、新城于野仲鄉勇山莊、號大旗城、陽爲屯田之謀、以威敵、軍勢大振、鞭笞九國群雄、以擊平軍、大捷于壇浦矣、延元元年、大將軍尊氏逃於九國、入宇佐大宮司館、而後軍八面山以禱再舉于神功皇后廟、傳記及三輪山市翁和歌記見于萬社也、モリマサ軍于八面山也、見于萬社以創建二百有餘年、鴻業也、モリマサ天正戊子年、黒田侯城于中津川原八面山兀、而府城成焉、以黒田侯武勇而不伐櫟樹、蓋以有奇怪也、故存于今、豈可誣哉、重春云、社内に大寶と德治との古碑あり、文は前豊遺文にて出すべし。

國見石御池

○自性寺

重兄云、八面山天和緣起に、豊之前州下毛郡諫山郷、八面山者、八幡皇太神御遊行之靈場、而聖母大神應現之靈跡也、云々、天正年中、云々、社殿梵刹、咸成灰燼、とあり、聖母大神とは神功皇后を申せるなり。

○東林寺

中津にあり、古は萬松寺と云ひしが、延享年間、自性寺と改めたり、中津侯の菩提寺にて、丹後國宮津より從ひて來れるなり、小笠原家の時は、法性寺と云へりき。

郡

毛

下

○地藏院
中津にあり、古刹の由に聞ゆれど、年久しく、無住なりしかば、宗旨開基など、惣べて、審ならず。本尊は地藏にて、行基の作とぞ。

云ふ。長三尺ばかりの荒木作にて、實に古物とぞ思ゆる。

○明蓮寺。
中津にあり。往昔は、今の城地に在りきと云ふ。

○正行寺。

永添村にあり。宇佐郡記に、天正七年、野仲兵庫、多勢を催し、云々、末弘城に押し寄せ、末弘對馬守正行、剃髪して、名を妙玄と改め、嫡子四郎、妙秀と改め、降つて城を渡す。即、跡田主水を城番とす、と見たり。其の後、城破却して、其の趾に寺を建て、先祖の名を取りて、正行寺と云へりこそ。

○長久寺。

福島村にあり。宇佐郡記云、天正十六年三月、黒田長政、福島を攻む、城主佐渡守降参、剃髪して祐了と改名し、京に上り、教如上人を頼み、長久寺と稱す。

○法華寺。

永添村にあり。續紀云、天平十三年正月乙巳、詔曰、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、云々、其寺名爲法華滅罪之寺、云々、又云、天平十九年十一月己卯、詔曰、朕以去天平十三年二月十四日、遍詔天下諸國國別、令造金光明寺、法華寺、云々、諸國司等、怠緩不行、或處寺不便、云々、是以、差從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等、分道發遣、檢定寺地、并察作狀、限來。三年以前、悉皆令了、云々、其僧寺尼寺水田者、除前入數已外、更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町、便仰所司懇開應施、下、又云、天平二十一年秋七月乙巳、定諸寺墾田地、諸國法華寺寺別四百町、云々、云ふ事見たり。此の僧尼二寺の一つなるべし。今、田字に、施餓鬼田、伽藍田、塔田など云ふあり。

○長谷寺。

林村にあり。豊鐘善鳴錄云。釋三界不知何人也。神龜四年春。造豊前下毛之大久山窟。卜幽棲。遲焉窟則仁聞大士。安十一面大悲像之靈區也。界創立梵宇。扁曰長谷。住之數十年。道行高潔。州人仰止。一日告邑民曰。我化緣已盡。將還本土。汝等爲我築一塋于山下。植以櫻樹。我爲汝等垂蔭。永久言畢。忽亡所在。邑民知其權化。修如其言。其樹老朽。今尙存焉。

○羅漢寺

跡田村にあり。和漢三才圖會云。耆闍崛山羅漢寺。在宇佐之西北五里。曹洞寺領百石。釋迦。文殊五百羅漢及千體地藏。總三千七百體。皆石像也。開山圓龕禪師。彫刻之。仙人名逆流健順者。忽然馳來合力。一夜中全成其靈巒本堂。皆希有精舍也。重春云。寺領八合九升。二斗九升。

縁起云。相傳空也上人。古羅漢崛に來り。錫を留む。其後。豊後國

田瀧郷より。圓龕昭覺禪師。此の山に來り。浮圖を構ふ。又逆流健順。大阿羅漢石佛を彫刻す。人皇九十七代光明帝。曆應元年戊寅十月朔。石佛悉く成り。安置供養あり。耆闍崛山羅漢寺。號す。爾來。健順終ふるところを知らず。云ふ。重兄いふ。羅漢の石佛の成功せしを。緣人に。冊應元年戊寅と記せるは。恐くは誤なる可し。豊鐘善鳴錄に據るに。圓龕。健順の二人。力を協せて正平十四年己亥の春(北朝の延文四年)より工を起し。翌正平十五年庚子冬十月詔日に至りて成り。やがて慶設供養の儀を行ひし者の如にして。

重兄云。當山を開ける圓龕禪師の事蹟は。豊鐘善鳴錄に委しく記せれば。其を抄き出でんに。同書にいふ。圓龕神師。諱昭覺。豊後國田染郷人。俗姓大神。父曰惟將。云々。曆應初。還故里。躋豐前。大巖窟。其窟縱横若干丈。可容千人。石屏東列。石橋前横。師自圖十六羅漢像。奉于窟内。名著閻窟。結菴岩下。榜以幼住。即今羅漢寺。居亡何。又距岩窟一拘。盧舍建智剛寺。號睡龍山。移錫靜居。延文己亥春。雲樹徒建順。偶來見師。師誘順遊洞窟。順遂入窟棲息。一日

豊前志八卷之下

語師曰、此窟靈區、實是羅漢棲真之處也。彫刻聖像、安于窟中、則永世福田乎、云々、師與順共、長工伎、鉗鑿一運妙相成就、欲加彩飾、至心堀地、丹艤之類隨鑿涌出、既而釋尊、文殊普賢、十大弟子、二八、應真半千尊者、及侍衛之者、都計七百餘軀、殊儀異貌儼然、倚位、宛如衆星圍滿月、云々、以庚子冬十月望日、慶讚供養、聚一千餘員僧、請聖福月堂禪師爲開導師、云々。

豊前紀行云、貞原金軒著、羅漢寺は古は五山派の禪寺なり。今より六代以前、傳宿と云ひし住持より、曹洞宗に改む。慶長の比の事也、此の寺、數區有り、下にも末寺一區あり。云々、猶、登り行けば、大岩の下に十六羅漢あり。千躰地藏左右一所につらなれり。此の地藏は、皆、こまやかななる石佛なり。是れは、慶長の頃、羅漢寺の住持傳宿、初めて、彫刻せり。なほ、登り行きて、大岩のさしが、れる所、其の廣方九間、内の高四間餘有り。其の奥に、五百

羅漢あり。皆、一軀づゝに作れる石佛なり。石佛皆、窟の下に在り。云々。五百羅漢は、石佛と云へども、或人は練物なりといへり。其の工、誠に、奇妙を極めたり。一佛ごとに、其の容、各、異なり、一様ならず。又、其の中に焦れ煤かがけて、聊、大なる佛あり。水にて洗へども、常に、こがれたるが如し。是れ又、ねりたる故に、かく見ゆるにや。窟は人力にてうがてるにあらず、自然の天工なり。窟前に欄干ありて、向ひの山間近く見ゆ。扱、古羅漢と云ふ所、是れまた、大岩、數多、峙たつてるあり。天然の石橋なり。そのさま、甚、奇異なり。予、諸國を多く遊覽せしかども、かばかり奇絶なる所は、未見す。云々。

提醒紀談云、山崎美成著、予、西遊せし時に、豊前國下毛郡迹田村なる石像の五百羅漢を拜せむ。その地に至る。耆闘山羅漢寺と云ふ精舍あり。「老の坂」といふ嶮しき坂を登る。又「手掌」がへし

と云ふところあり。石橋を渡る。此の橋天造にていと危し。さて、巖のまゝにて、五百羅漢を彫みたり。外に、四天王、八大龍王、日天子、月天子、梵天、帝釋、普賢、文殊なご皆、石像あり。本堂も、巖をきり開きて造りそへたり。天井も、壁も、皆、巖のまゝをきりたてたるものなり。奇ニ云ふべし。僧絶海が舍利塔の銘あり。いはく、豊前州羅漢寺、鎮西勝地、而鍾台鴈之秀、延文五年春、釋昭覺始入石室而居、遂成寶坊、未幾、有僧建順、眎山石起伏環奇、手彫羅漢像五百軀、儀貌魁梧、靈祥荐顯矣。あつまわらば。

阿彌陀峰、屏風巖、掌返、鍼耳所、捨杖、達磨谷、古羅漢山。

○久福寺。平田村に在り。天長四年、子刀自賣の創立なり。と云ふ。此の女

○檜原山。津民庄にあり。豊鐘善鳴錄云。釋正覺、越中人。天平勝寶四年秋、遊歷關西、抵豊前檜原山、瞻其靈秀、卓居焉、恒誦梵典、靜秉道操。一夜夢有一老翁、峩冠偉服、來告覺曰、我是白山權現也、我棲此山、遲汝尙矣、汝宜建一梵宮以耀圓極之宗、我隨護之、覺悟而異之、乃聞於國司中、納言行房鳩工、經營數月而成、扁曰正平寺、自爾釋風不扇、衆房蕃盛、覺以寶龜五年正月廿一日遷神、覺嘗所

自刻石像、今猶存焉。

○賢女嶽。重兄云、扶桑紀勝に、豊前國下毛郡津民郷檜原山白山權現社

あり。延元年には

宇平施主六坊、福藏坊、常行坊、法圓坊、門之坊、成圓坊、本藏坊

豐前志八之卷

多志田村の蕨野にあり。節婦、子刀自賣の住めりし家所に近かるを以て、山の名に負ひたる成るべし。

○木子嶽。
戸原山にあり。山の容の菌のさまなせるゆゑの名なる可し。

○御木川。
今、廣津川を云ふ是れなり。景行天皇紀、十二年熊襲反きし條、有賊賊者、二日耳垂、殘賊食婪、屢略人民、是居於御木云間川上、其所據要害之地、さあり。丹羽氏暉は『犀川の邊に三毛門村あり。是れ御木川門にある故の名にて、御木川は犀川なり』と定めしは、由ありげに聞ゆれど、臆説なり。犀川は上毛郡求善提山より出で、水源五里許なる小川にて、要害の地と云ふべき所も非るをや。又、豊後風土記の箋釋唐橋世に、御木筑前三池郡と書けるは、別に、妄説なり。其は御紀の前後の文を照し見て、

察るへきなり。扱上毛下毛は、上に云へる如く、カヨツミケノモツミケにて、上下に分かれたるは、後の事にしあれば、往昔は、御木郡こそ云ひつらめ。其の郡内にて、此の川は別に、大川なる故に、郡名を負ほせて、御木川と云ひしものなり。然ばで、其の郡内の大山、大川なるを思へ。此の川、田川郡彦山より出で、水源十三里許にて、要害の地も少からざるなり。又、御木の名義も、江宮の下に云ふ宮材より出でたるが、此の川より、日毎に、筏に作りて下す材木の夥しきを見れば、御木の地名の根元にて、河名に負へるも宜なり。所思ゆる。扱彼の土蜘蛛耳垂が住めり。とは、何地ぞ。云ふに、柿山村の土岩屋。云ふ處の山腹に、昔、土蜘蛛の住みき。云ひ傳へたる窟あり。横四間、深十間に餘るべし。其の奥れ、少し登りて、又、小窓穴あり。穴中常闇にて、得行き難し。里人に問ふに、先頃、松火を燃して入りたるに、甘

尋計^{ひき}行きて、又上と中と下に、穴三あり。其處より奥を究め
し者なし。云へり。此の山の麓なる川、即^{すなは}山移川にて、柿坂村
と杉畠村との間に、流れ出で、廣津川と一に合へり。されば、御
木川上とも云ふべき所にて、土蜘蛛の住めりしは此の土岩
屋^やにも有りぬべし。但、此の窟は濕氣あれば、人の住むべく
も覺はず。なご、或人は、云ひ毀^{おと}ちたれど、豊後風土記にも、昔者、
此村有^テ土蜘蛛之堡^{ぼう}、不用^レ石、築以^シ土、因斯曰^ヒ無^{ナシ}石堡^{ぼう}、と云ふ事、見
たれば、とかく、云ふべくも非ず。と思ひ定めて、此の考を西
田直養翁^{じやう}に語りけるに、寔に確說なり。諾^なひたりき。如是て、
一歳を経て、翁^{じやう}、豊後日田の里に遊びて、歸るさに訪ひ来て、語
りけらる、山國の奥に、甚^{おほ}大なる石窟^{くつ}あり。路傍より遙に、見つ
れど、老足の疲勞を恐れて、得登り見ざりき。かの土蜘蛛の窟
は、此れには非ざるか、行き見よかし、と語られたるに、例の心

止み難くて、足結の小鈴、振りはへて、頓に、見に物しけるに、此
は金吉村の枝村伊福^{いふく}の奥にて、石窟^{くつ}は豊後國玖珠郡丁田村
の内なり。下河内村より十丁許、西に當れり。穴は南に向ひて、
其の廣さ横三丈、堅七尺許、高さ六七間、或は四五間許の處も
あり。内に、清水も湧き出でて、住居に便宜き處なり。山上より、
穴口に、甚々大なる藤蔓懸りて、花の時は、然ぞと想像^なる、計
なり。中昔鎌田隼人^と云ふ人住めりきとて、窟内に、鎌田八幡
宮^{くわんぐう}と云ふ小社を建てたり。故^{ゆゑ}土人は、鎌田窟^{くつ}とのみ云ひて、上
古、土蜘蛛の住みけむ事は、口碑も絶^{いた}れど、實に、殘賊の住
まむには、甚^{おほ}要害善^{よし}き地^じなれば、先此處ならむとぞ思ひ定む
る。抑^そ此所も、廣津川の本^{もと}川上ならねど、此の石窟^{くつ}の下なる
溪^{かず}川、金吉村の下方にて、廣津河^{かずかわ}こ^そに落ち合^はへれば、御木川
上^う云はむも、何^な云事^{こと}か有^リらむ。扱^あ此、廣津川は、金谷堤^{かなや}を築^つか

さりし以前は、下宮永村の近境より、中津の市街を廣く流れ、海に出づるを中津川と云ひ、大江社の南東、松江繩手の邊より、分れて、島田村の間にある故の名を知らる。の東を經て、蠣瀬村と牛神村との間を弘く流れ、御供濱に出づるを、大家川と云ひ、此の濱の邊を今大家後サホヘシリミ云カ。又、廣津村の邊より、小祝浦の西と東とに岐れて、二川と成りて海に出るを、廣津川と云ひ、又、玉津川とも云ひし由なり。玉津川の事は古表社の傳記に見たり。此の川々の惣名を、上世には、御木川と云ひし物なり。舊、中津稱呼考に、上古則、先觀永堤、中津川届此而東、湍流喧逐、聒々驚耳、屈曲縱橫、廣數十町、北臻大家後、入周芳洋、自三鄉觀之、恰如望洋、洋洋大之稱、河原之呼非虛談也、重春云、三郡と云ふ事聞ハナシ。此の邊は、總べて大家なるをや。また、洋大は苗代なごの代と同じかるべし。是以、黒田侯城大扇城于三鄉也、中津川在西、大家川在東、南周芳洋在北、地利介然、眺瞻景美、登荒山。

而遙下看之、江海擁大扇城、猶蜃樓湧揚於瀛海云、重春云、荒山の處に亦當三齋侯閑居于本府、新爲外郭、外郭大成之後、亦築觀永堤、此役也、候以軍制、命諸士及步卒、自行軍將令指麾多々、構本陣于上少路、聯金屏風作壁、張黃帷幕爲牆、先瞰而出、戴星而入、衆遙望之、金壁輝朝日、黃雲映夕陽、是以號金屋茶亭、自時以降遂爲地名、届今金屋、云者、是夫遺驗也、重春云、上少路の事は、中津城の處に云ヘリ。堤成之後、大家川忽變萬分之一矣、涓々烏厓々乎、遶東南郭、亦古據迹、云々、金屋、南田、今亦號証江也、據古考之、証江也者俗唱本川之修字也、與哉、號証江之言可謂雅而實矣、歷年之後、証江作小江也、証之吳音與小之漢音國音胥適焉、不辨二音之徒、易字訛言、後世猶金屋作金谷觀、永村更宮永村之類、而其爲訛言也一矣、所謂牽強附會なり。宮永の稱は、某氏が所持せる應永十年の

田畠坪付にも見ぬ宇佐宮寺造營日記正長二年大内氏參宮の條にも彌勒寺領、云々下毛郡宮永八町被返付寺家畢、こも見たるを如何かせむ。

日野大納言枝卿の歌に云『日影さす瀬々も廣津の川面にさばしる鮎は心ゆくらし』『堤ゆく人もあつさにやすらひてすゝむ金谷の浪のゆふかぜ』(この二つの家にあり)

○金剛川。

水源は廣津川なり。藍原村三口より岐れて、宮永村を歴て、島田村の東より北に流れて海に入る。夏時は蟹多し。

○柳川。

水源は金剛川に同じ。三口より分れて、宮夫村の東を経て、自見村の西に出でて海に入る。此の川側に楊柳甚多く、故川名に負るなり。然るを此の河東に鏹矢堂と云ふ地があるに

よりて、或人は昔鏹矢の流れし事有るが故に、矢流川の意なりと云へるは、鎮西文書編年錄に據れる成るべけれど、拙き説にて、云ふにじも足らず。

○犬丸川。

水源二つあり。一は八面山、一は深水山より出て、盛山村の邊にて、一に合し、北に流れて海に入る。

○間々濱。

田尻村の海濱なり。萬葉集に、天平八年丙子夏六月、本に四字。一
遣新羅使人等、云々、天平八年の使の事は、續日本紀十二卷に見たり。佐婆海中、忽遭逆風漲浪漂流經宿、而後幸得順風到著豊前國下毛郡分間浦、於是追怛艱難、悽惆作歌八首、重春云、佐婆は周防國佐波郡なり。『於保伎美能美許等可之故美於保夫禰能由伎能麻爾末爾夜杼里須流可母』右一首、雪宅字を脱せり。『字良末欲里許藝許之布禰乎風波夜美於伎都美

豐前志八之卷下

宇良爾夜杼里須流可毛『浦にて、地名には非じ。沖に於て、地名には非じ。』和伎毛故波伴也。
母許奴可登麻都良牟乎於伎爾也須麻牟伊敵都可受之豆』『和
伎毛故我伊可爾於毛倍可奴波多末能比登欲毛於知受伊米
爾之美由流』『宇奈波良能於伎敵爾等毛之伊射流火波安可
之豆登母世夜麻登思麻見無』『可母自毛能宇伎禰乎須禮波
美奈能和多可具呂伎可美爾都由曾於伎爾家類』『比左可多
能安麻豆流月波見都禮杼母安我母布伊毛爾安波奴許呂可
母』『奴波多麻能欲和多流月者波夜毛伊豆奴香文宇奈波良
能夜蘇之麻能字倍由伊毛我安多里見牟』頂兄云、「和伎毛故波」より以下
の六首は、本書の原稿により以

重春云、此の分間を昔より、誰も、ワマニ訓めるは、いかにぞ
や。分をワニ訓むべきやう無し。ワカル、ワカツのカル、カツ
を省きて、ワニのみ云ふ事、古言に例なき事なるをや。故按。

ふに、分は万の字に、書體の似たるより、書き違へし物にて、
万間なるべく所思ゆ。扱此の邊は方今、海淺く成り行きて、
大船の着くべくも非ずなりにたり。又、同集に『豊國之間』之。
濱邊之愛子地真直之有者何如將嘆』にあるを、仙覺抄に『間
之濱邊之句不審、聞之濱邊歟』といひ、略解にも『聞の誤』と定
めしは、非なり。今一字間或は万字なごの脱ちたるなるべ
くそ所思ゆる。何となれば同集に『衣袖之眞若之浦之愛子
地間無時無吾戀鑼』と云ふ歌も有りて、此は其の歌と同類
にて、マと云ふ詞を重ねたる歌なりけり。然てこそ、詞も愛
たくは聞ゆめれ。且此の濱は、東は豊後國姫島、北は周防長
門の山々、西南は我が豊前の山々を見放け、甚々面白き地
にして、別きて、眞砂なご、清らに、美麗しき事、聞之濱なごの
及ぶべくも非す。往昔より、世に其の名の聞にて、間々濱邊

之砂子地なご詠みけむも實に理になむ有りける聞之濱
は愛子ご云ふ砂子もあらぬ所なり。重兄云下總國葛飾郡に有りて此
萬葉集にも出で、名たりる處あり。さて又、此の浦は本文に記せる如く景色のいゝ凡、二里許にして、入りゆる磯のさま、鎧の腰の如くに曲れり。其の内に舟無の濱さくらぎもありて、面白き處なり。分間の浦は世の常には、旅船の泊る處にあらねど、彼の天平の使人たち、風波にたゞひて、遂に此の浦に来られ、處がらの面白きにほけし。然る可けし。

○荒瀬。

豊前紀行云、樺田の先に大堰あり其の處を荒瀬ご云ふ。其の下に岩山の内を切り通し、一町二町、或は三町、或は十間、二十間計、岩の間を水の通る處あり。處々に横穴あり。是れ堀る人の呼吸を通はさむが爲なり。奇異のしわざ、天工の自然になれ。せるが如し。是れ貞享三年十月に始まり、三年を経てなれり。岩を切り通し處、六百三十間、溝の長三里十二町餘あり。中

津の士竹内求馬とて、千石領する士、總司たり。片桐九大夫とて、此より先、中津領草本と云ふ所の金山の奉行せし士あり。偏に、此れが計ひにて、金堀に堀らせたりこそ。又、大工の頭領、内海作兵衛と云ふも加はりて、下毛郡及び宇佐郡へも、此の井手の水をかくる事なり。又、五里計も下なる新田にも漑ぎ、又、畠を水田にせむ料なりといへり。

○三日月池。

多志田村、蕨野にあり。池の名は三日月の形なせる故におほせたるなり。此の池の邊に、竹林あるが、其の竿、何れも三ヶ月の形なして圓からず、奇しき事なり。此の邊を節婦子刀自賣の住處なりきと云ひ傳へたり。扱、往昔より『松が枝の縁にやざる鳶の葉の錦をあらふ三日月の池』ご云ふ歌を、子刀自賣が作ごし。三日月の池のほこりに身そぎして君が干させ

を神にいのらむ』と云ふ歌を、宮守がのとして、往々、物に記せれど、如何あらむ。千載の往昔の句調ごも覺ぬずなむ。

○ 刹貫。

樋田驛より跡田村に通ふ道の洞なり。釋敬雄が山陰鑿道碑銘に、跡田之山嶺焉千峰、跡田之水衆澗所鍾、山水之美、會稽維同、有石當路、高聳碧空、絡繹行旅、乃哭途窮、牽鎖躡機、寒栗徹躬、若失一步定墮水中、懿哉禪海、能勤其攻、鎧鑿巖壁、人感其衷、財施力施協心、茲從經三十載、克遂其功、長三百步、並騎而通、豁開鑿道勝彼鬼工、持地平道、此續芳蹤、盛功勑石、永劫無終、ごあり。略文御代天皇の頃なりきこそ。

○ 如水井。

大塚村にあり。黒田如水、此處に館を建てし時、堀れる井なり

○ 云ふ。

○ 最明寺井。

池永村、吹上坂の東にあり。最明寺北朝の天下を歴覽せし時、暫し此所に寓居せし由、云ひ傳へたり。最明寺の事は、既に京都郡西恩寺の條に云へり。

○ 三宮堂。

池永村内の地名なり。往昔三の宮有りき。云ひ、或説には、鏽矢堂にて、鏽矢土中より出でたり。こも云ひ、又寒江堂こも三位矢堂。こも書きたるあり。何れとも定め難し。今は辻堂の如きもの、一あり。

○ 雲雀床。

池永村にあり。此處に茶白山にて、小高き塚ありて、古木の松立たり。土人は懷良親王の墳なり。云ふ。大日本史懷良親王傳云、延元三年、任征西大將軍、鎮撫筑紫、云々、世稱鎮西宮、或九

州宮、阿蘇宮、肥後宮、相傳懷良屏居八代郡小野薨、即葬焉、娶菊池武重女、生男爵松丸、後曰良宗、子孫連綿存于今焉、見之たれば此地に有るは思つかなし。薨じ賜ひしは、嘉慶二年三月十八日なり。又名和氏紀事に、後醍醐院系譜に、親王八代郡小野郷に薨す、といへる小野は、高田の總名にや。重綾牧園進士に、其の故址を問ひしに、進士嘗て、尋ねしここありと、八代郡高田より一里許にして、悟眞寺村あり。村に寺あり。即悟眞寺といふ。是れ親王の廟なり。寺に親王の御影を藏す。鎧直衣にて、御鉢巻をめし。御後に日月打ちたる錦旗をたつ。壯氣觀奉るべしといへり』と書けるにて、委しく知られぬ。又同書に、『鎮西文書編年錄に、按延元二年、後醍醐帝遣五辻宮三位中將某於九州爲其大將軍、而左兵衛某、出納其令旨。蓋其後薨於豊前豊後之地乎、未詳。土人傳云、豊前國中津箭流川上雲雀床、是征西

郡毛下
將軍住處、有歌曰、『雲井にものばるべき身のさはなくてひばかりの床に音をのみぞ鳴く、蓋五辻宮乎』といへり。『云々さはなく作れり。』今日本史に據るに、亀山天皇第五の皇子、兵部守良を、稱五辻宮、見ゆ。此の宮、元弘の初、近江の伊吹山の下に竄れさせ賜ひしが、同三年五月、土兵を率ゐて、北條仲時等を番場峰に要し、光嚴帝を獲奉り賜ひしよし、大平記に見ゆたるが、其の後、鎮西下向のことありけるにや。然らば、懷良親王の下り賜ひし延元四年より二年前のことなり。日本史には、後不知其所終と見ゆ。書けり。『良親王の下り賜ひしは、延元三年なり。四年に非きて、間もなく薨じ賜ひしは、延元二年に下り賜ひ。』五辻宮と云ふ事、詳には言ひ難けれど、然る事無しとも云ひ難し。往にし年、此の墳墓自然毀れぬごて行きて拜み見たる者の物語に、石棺に朱以て納めたるが、骸骨猶崩れずて。容貌なご儼然に坐す如く、髪髪に窺ひ

奉られきご云へり。數百年を歴たれど甚よく、納めたる故なるべし。如何も貴人のなるべければ、五辻宮に座むも計り難くなむ。

○如水原。

犬丸山にあり。慶長五年九月九日、黒田如水、豊後國に軍を出し、時、陣を覽し所なりとぞ。

○七隈。

中津の近隣に、往昔より七隈ご云ひ傳へたる地あり。上毛郡に、雄隈、日隈、宮隈、赤隈、鈴隈なり。下毛郡に、坂手隈、雜掌隈なり。雜掌隈は名廢れて、何處ごも知れず。或人は手斧立なりご云

へり。筑前太宰府の邊もに雜掌隈さくぱんくいと云ふ處あり。元々太宰府の主計式云、太管寧内云々當國雜掌。

○團子石。

池永村より出づ。香月牛山云、豊前國下毛郡池永村、有古城趾、

掘之有如柑子、或龍眼子之大者、纏々而出、非石非土、其色淡黒或淡赤不一研之其内紫紅色恰如醤。裏、餡、顧本草所謂太一餘糧之類也。土人謂之團子石。

○靈塚。

中津城の北門の外にあり。此れ誰のが塚墓なるか知れず。或説に、永享三年、新田義氏、宇佐宮に參詣と稱して、中津川に出で、下毛宇佐の勢を催し、大内ごしめし合せて、菊池を亡ぼし、永く、當國を領せむ事を謀りけるに、菊池右衛門督武世、是れを聞きて、中津川に押し寄せ、義氏を討ち取れり。其の墓、城内にあり。是れを玉塚ご云ふごあるは誤なり。義氏は、應永九年八月、馬嶽にてこそ薨せられつれ。又、一説に、元祿十五年、冬の季に成りて、夜々、知貞尼の屋敷に猛火出現す。此處に、古より大木の松あり。是れを玉塚と云ふ。義氏將軍の古墳にて、落葉

も取らず、神ニ崇め、津城の守護神たり。修理大夫殿の代(小笠
の代)に、今村九左衛門、居住之節、彼の松を切り、薪と成し、其の身追付牢人となる。されど、是れ又謬なり。但知貞尼の屋敷こは何處を云ふにか詳ならず。義氏の男義高は、大友家ニ戰ひて、中津にて討死し、其の墳は三の丸北側にあるよし。物に見ゆたり。若くは、此の墳の事なるか。豊前名所記に、北門の東南に小祠あり。今は人家の内にあり。又、吉祥寺の前、西方に玉塚（玉塚）にて、古跡の石塔あり。云へり。然れども、玉塚は決く、北門の外なる塹なるべし。中津記に、細川家の時までは參詣する者、北門の方より通路するなり。小笠原の時代に至りて、社守なき故歟、自然に斷絶す。今は藩士奥平吉左衛門屋敷ご成りて、小祠、猶存れり。中昔より、中津の邊を玉塚庄と云ひき。

○後藤又兵衛墓。

金吉村の伊福（伊福）ニ云ふ地にあり。墓の正面に、義又智光居士と記し、上に梵字あり。銘云、居士俗名又兵衛、不知何所之人、往昔此邑而寓居三年、其於爲人、志氣英威、武德俊高、而眼光射人、于憶、諸侯大夫者之逆於世、而適居者乎。承應三甲午年正月廿九日夜、自殺劍刃、嘗往歲久石碑闕落、因茲里人慕古、新立石碑、資助冥福者、寶曆十三癸未歲六月日、願主金吉村伊福茂助、と記せり。是れは公（公）を憚りて、如斯不知顔に書けるものなれど、後藤基次なる事は、自然顯然たり。抑、此地に奥墓の在る故は、古老の説に、天正年中、黒田侯中津城主たりし時、基次は其の家臣にて、中津に居りしが、金吉村より妾を置けり。因りて、元和元年、大阪落城の時、遁げ下りて、金吉の妾の家に身を隠して、村の童兒に手なご教へて、活計とし、日を送りぬ。然るに、秀

七十二

賴公薨じ賜ひし由、□□國より告げ來りしかば、基次今は生けりとも、甲斐なしこて、燈火の下に寄りそひ、涙に搔き暮れつゝ、感狀なご取り出でて、火中に投じ、即て、自殺せりと云へり。大阪記に、後藤の戰死せし時は、四十六歳の由、見ぬたれば、承應三年まで存せしとする時は、八十五歳なり。菅茶山の筆のすさびご云ふ書に『後藤又兵衛戰死すと云ふ、僞にて、潛に、落ち失せて、豊後日田の近側山中村に住す。筑前の野村新右衛門ご云ふは又兵衛が聲なり。此に形見に遺せし鎧あり』と書けるは、此の伊福を云へるにや。此の里は日田の近側なる山中なれば、山中を即て、村名として、豊後と書けるにぞあらむ。又、武隱叢話には、藝州川崎村へ立ち退きしが、後は下野七井村と云ふ處に住し、川崎三郎ご改號し、萬治年中、其の地にて卒す、と見ゆたり。此も一傳、ごは見ゆめれど如何あらむ。兄重

○ 楠村六助墓

云づらく、思ふに、秀頼及び、基次等が大阪陣に戦没しける事は、まことに、伊福の墳墓も、基次のには有らず、孰れか世を遁れたりし浪人ともいふ。太平記、彦山權現實錄等に、委しく、見ゆて、婦女子孫によく、知りたる事なれば、今は委しく云はず。故、其の家族ごもの奥墓を

津民庄。楓木村にあり。六助、企救郡射鹿野にて、微塵彈正を討ち、後に、加藤清正に仕へて、木田孫兵衛ご名を改め、朝鮮へも渡りて、軍功を顯しきが、終に彼の國にて討死したり。四國はよく、知りたる事なれば、今は委しく云はず。故、其の家族ごもの奥墓を建てたるにぞ有りけむ。拔、ケヤキニッキノキごは、甚よく、類たる木にて、見分難きばかりなれば、楓の字を即て、俗にケヤキご訓めり。故、六助が家名をケヤムラとは云ひし成るべし。

○ 三尾母村古碑。

上に梵字ありて、康永元年子十一月十日、阿彌蓮佛建白、ご記せり。

○犬丸村城趾。
元暦の頃、豊後緒方三郎惟伊、繫の城を所々に築きし時、此の城をも築きて、一族大神惟貞を置き。天正十六年、犬丸民部一説、結城
越中守守りしが、黒田家より攻め落されたり。今も構口かまぐちご云ふ處あり。

○上伊藤田村城趾。
伊藤田甲斐守義忠居城。今も城が内、城の本城、出谷と云ふ田の字あり。

○下伊藤田村城趾。

犬丸民部居城。

○田丸城趾。

福島村にあり。天慶の頃、藤原純友を征伐の爲に、福島四郎長久築き。天文の頃、深水兵庫介景氏居る。天正十六年、城主福

島佐渡守、黒田家より攻め落されたり。今も、本丸、附城など云

ふ田の字あり。

○大籠城趾。

賀來村にあり。元暦の頃、平家を擊たむにて、源義經築き。後、

緒方の一族、賀來次郎惟興、城主となり。惟興より廿二代安藝守統直、黒田家より攻められて、城の裏門より出でて、豊後に奔らむ。こせんを、秣大炊、幕峰に兵を伏せて、討ち取りぬ跡。

に、三宅三大夫を城番としき。此の城、東に黒水あり。西に三角池ありて、要害よき城地なり。今も、付城、外堀など云ふ田の字あり。

重兄云、豊前軍記略に「十一月十二日、爲鎮房退治、吉川廣宗、帥一万騎、自小倉山陣、十六日、著陣子築城都督切山、黒田長政、帥二千騎而著陣、云々、廣宗又發向千瀬七郎佐伯小七郎等、戰死、寄手不居之急攻、寄將乘破、於是兩城共乞降參、十二月晦日、開城退之處、悉誅之、於兩城所討取之首八百餘級、皆掛之獄門、而其日至廣津國中一揆等、恐怖其猛威、悉從孝高下知、天正十六年正月、以此旨、言上殿下、甚有御感、其狀曰、於豊前國賀來、福島討果頸進、燒思召候、別而抽粉骨之由、被聞召候、神妙之至候、尙、黒田守可申也、正月十九日、吉川藏人頭殿秀吉云々、さあり。参考に書き添へつ。

○坂手隈城趾。

藍原村にあり。此の城、鶴居城とも云ふ。是は城趾の下に、鶴市社あるを思へば鶴市を訛れるなり。藍原左京亮築きて子孫世々居りき。今も其の跡存れり。

○法華寺城趾。

永添村にあり。小城源六兵衛重通宗通築きて子孫世々居りき。今も小城屋敷ご云ふあり。

○末弘城趾。

同村にあり。末弘主膳正行守りき。天正十七年、野仲兵庫、黒田家の命を受けて來り攻む。正行降りて城を渡しき。

○池永村城趾。

宇佐式佐重兄云、式佐は宇佐宮權大官司にして、宇佐池守の子なり。大貞社の薦池守いづかに成りて代々守りき。天文の頃、池永築後守房勝居る。天正十六年、黒田家

あり。

此の城を攻めむとて、寒江堂寒江堂を本陣ほんぢんこなして、野村、栗山の兩將は、吹上坂吹上坂の南より向ひ、井上、後藤の兩將は、金丸吹上坂の南より向ひて攻め落す。城主池永左馬頭重則自殺しき。今も城屋鋪あり。

○地神城趾。

田口村にあり。田口氏世々居りき。今も城山ご云ふ。

○三重城趾。

田口、株兩村の境にあり。田口太郎右衛門居城。

○下深水村城趾。

建久七年、宇都宮宗房の四男深水伊賀守興房築き。天正十六年、破却す。今、田の字に、代官屋鋪、具足田など云ふあり。

○土田村城趾。

野仲兵庫頭の抱城にて、百富河内守守りき。今も城が鼻、城が

尾シテ云ふ田の字あり。

○長岩城趾。

津民庄にあり。建久七年、宇都宮宗房の二男伊豫守重房築きて、子孫世々居りき。天正十六年四月四日、黒田家より攻め落され、城主野仲兵庫頭重兼自殺しき。

○白米城趾。

平田村にあり。黒田家臣栗山大膳の番城なり。今も城口、城後、本丸、西丸シテ云ふ畠の字あり。

○萬田村城蹟。

弘治の頃、小城源兵衛重通居りき。豊筑亂記に、大友家臣萬田參河守鑑實と云ふあり。天正の頃は此の人居りしにや。

○高城々趾。

柿阪村にあり。宇都宮氏の抱城にて、野仲氏世々居りき。

○福土村城趾。

城主未詳。

○植野村城趾。

宇佐郡記に、上野左衛門尉シテ云ふ人見ヒミツたり。この城主なしにや。

○田島崎城趾。

成恒村にあり。正長元年、成恒近江守種隆築きて世々居りき。佐々木三郎大夫朝綱の嫡流なり。城は、天正十六年、破却しき。

○一戸城趾。

宮園村にあり。城山を妙見嶽ミタケイと云ふ。慶長の頃、荒川少兵衛和光居りき。細川家臣なり。雲八幡宮の末社に、妙見社あり。往昔は一戸城内に有りきこそぞ。

豐前志八之卷終

豐前志九之卷

故 渡 邊 重 春 著
男 渡 邊 重 见 校

宇佐郡上郷十村二百十七、

神代紀云、葦原中國之宇佐島、松下見林云、宇佐島非海島、二川周流神山故有島名、

神武天皇紀云、筑紫國菟狹、

古事記云、豐國宇沙、

肥前國風土記云、昔者、纏向日代宮御宇天皇誅滅球磨增歎之時、天皇在豐前國宇佐海濱行宮、勅陪從神代直遣此郡速來村、捕土蜘蛛云々、又云、同天皇在宇佐濱行宮云々、

舊事國造本紀云、宇佐國造、権原朝、高魂尊孫宇佐都彥命定賜國造、又、天神本紀云、天三降命、豐國宇佐國造等祖、が、並春云、往古は、然ばかり大るらぬ

處に定めたり。國々云ひしなり。吉野國、治瀬國などもあり。古史傳に「成務天皇、卷五、年に國々を建てられたる國々に對ふばかりの國々を定めたり。」と云はれたり。宇佐國造も、彼の小國造見ねたり。平家物語に「宇佐大宮司を大郡司と書けるところあるし、據ある事成るべし。」

延喜式云、豊前國宇佐郡。

或記云、細川家より御引渡の高、宇佐郡七萬五千八百九十九石三斗六升八合五勺。

○野麻郷。

下市村の近側に沼郷あり。野を又訓むは古言の例なれど、和名鈔に伊勢國員辨郡野摩未也とあるに從へば、野麻も也。未訓むければ、沼郷には非ざるにや。こは郡の南に山口村あり。北に北山村あり。其の中間に中山村なかむらあれば、此の邊を廣く、野麻郷と云ひしものなるべし。

○酒井郷。

川邊村の小名に成れり。又、此の村に酒井を家の名に負へるもあり。後紀に、延暦十八年八月丙戌、豊前國宇佐郡人酒井勝依有惡行、配隱岐國、朝野群載、嘉承二年二月十七日、文章博士兼大内記越中介藤原朝臣敦光、勘文に宇佐宮御馬所檢挾外從五位下酒井宿禰友宗、申請改叙内階事、右引勘文簿、云々、嘉承元年十二月一日、酒井爲季、依内給叙從五位下、皆是彼宮神人、云々、云見たるは、皆地名を即て、姓を成せんなり。賜姓續紀云、養老元年九月癸卯、臺忌寸少麻呂貢、因居命氏、從來恒例、云々、官職知要に酒中云ふ姓を出せるは、酒井の誤さずおぼゆる。紀武天皇、云々、拵、辛島村なる泉社を酒井社とも云ひて、社地に酒井泉さかいのいづると云ふあり。往昔、酒の湧き出でたること有りしが、飲める者萬病悉に癒ゆし由、云ひ傳へたり。是は應永卅年、宇佐宮寺造營日記に、六月十八日、和泉御社の池より靈酒一七日湧出、と云ふ事あるを云ひ傳へたるにや。そは後世の事なれば、郷名に負ひたるは然